

農業経営支援策活用ガイド

～経営の発展に役立つ支援策を準備しています！～

本活用ガイドでは、平成28年度予算で措置している各種支援策を中心として、認定農業者、集落営農組織、農業法人、認定新規就農者等担い手の経営発展に役立つ主な支援策を紹介します。

凡 例

◇ 事 業 区 分 ◇

補助・ 交付金	補助事業又は交付 金による支援	出資	出資による支援	融資	融資による支援
税制	税制措置による支 援	その他	その他		

◇ 利 用 者 区 分 ◇

個人	個人農家向け 支援策	法人	農業法人向け 支援策	集落 営農	集落営農組織向け 支援策
地域	地域での取組への 支援策				

ご利用に当たっての留意点

- ☆ 本ガイドブックの内容は、平成28年4月18日現在（注記がある場合を除く。）で編集しています。今後、内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。
- ☆ 事業により、公募等の時期や応募方法が異なります。事業内容及び利用方法の詳細は、各事業ごとに掲載している「お問い合わせ先」にご確認ください。

NO	取組内容	事業区分	利用区分				頁
			個人	法人	集落営農	地域	
「人と農地の問題」の解決							
1	地域の抱える「人と農地の問題」の解決策を話し合いたい	補助・交付金				○	1
2	経営規模の拡大や農地の分散錯圃状態を解消したい(農地を借りたい)	補助・交付金	○	○	○	○	2
		税制					
3	荒廃農地を活用したい	補助・交付金	○	○	○	○	5
4	耕作条件を改善したい	補助・交付金	○	○	○	○	6
5	基盤整備を行いたい	補助・交付金	○	○	○	○	7
6	基盤整備に伴う費用負担を減らしたい	補助・交付金	○	○	○		8
		融資					
人材の育成・確保							
7	新たに農業を始めたい	補助・交付金	○	○			9
		融資					
8	新たな人材を確保したい	補助・交付金	○	○			11
9	農業労働力を確保したい	補助・交付金	○	○	○	○	12
10	経営力を高めたい	補助・交付金	○	○			14
		その他					
経営発展に向けた取組							
11	認定農業者になりたい	その他	○	○			15

NO	取組内容	事業区分	利用区分				頁
			個人	法人	集落営農	地域	
12	経営改善に向けた自己チェックをしたい	その他	○	○			17
13	集落営農等の組織化・法人化を進めたい	補助・交付金	○	○	○		19
14	法人経営のための研修を受けたい	補助・交付金	○	○	○		20
15	円滑な経営継承を行いたい	補助・交付金	○	○	○		20
16	中山間地域等の経営を安定化・改善したい	補助・交付金	○	○	○		21
17	企業と連携して新しい農業を確立し、日本農業全体へ普及したい	補助・交付金	○	○			22
資金の確保							
18	農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい	融資	○	○			23
19	資金繰りのための短期運転資金を借りたい	融資	○	○			26
20	農業法人の経営強化の取り組みに対して資金の出資を受けたい	出資		○			27
21	6次産業化の取り組みに対して出資を受けたい	出資	○	○	○		28
22	将来の農地や建物・機械の取得に備えて自己資金を確保したい	税制	○	○			29
機械・施設の導入							
23	農業用機械等を新たに導入したい	補助・交付金	○	○	○		30
24	高収益な作物・栽培体型に転換したい	補助・交付金	○	○	○	○	31
25	カントリーエレベーターや選果場など共同利用施設を整備したい	補助・交付金			○		32

目次(3/4)

NO	取組内容	事業区分	利用区分				頁
			個人	法人	集落営農	地域	
安定した農産物の生産							
26	米、麦、大豆などを安定的に生産したい	補助・ 交付金	○	○	○		33
27	野菜を安定的に生産したい	補助・ 交付金	○	○	○		36
28	果樹園の栽培品目・品種転換や小規模な園地整備をしたい	補助・ 交付金	○	○			37
29	施設園芸及び茶における燃油価格高騰の影響を緩和し、経営の安定を図りたい	補助・ 交付金	○	○	○	○	38
30	資材価格高騰や電気代上昇等に左右されない生産方式に転換したい	補助・ 交付金	○	○	○	○	39
31	畜産・酪農経営に安定して取り組みたい	補助・ 交付金 融資	○	○		○	40
32	国産飼料の生産・利用を拡大したい	補助・ 交付金	○	○		○	46
33	茶の改植や茶の輸出、発酵茶の生産等に取り組みたい	補助・ 交付金	○	○			47
高付加価値化・輸出の取組							
34	農林水産物等の加工・販売のために必要な機械・施設を導入したい	補助・ 交付金 融資		○	○	○	48
35	新商品を開発し、販路の開拓を行いたい	補助・ 交付金	○	○	○	○	49
36	地域でまとまって6次産業化に取り組みたい	補助・ 交付金	○	○	○	○	49
37	農産物を輸出したい	補助・ 交付金	○	○	○		50

NO	取組内容	事業区分	利用区分				頁
			個人	法人	集落営農	地域	
環境への取組							
38	環境にやさしい農業に取り組みたい	補助・交付金	○	○	○	○	53
39	地域共同で農地、水路、農道等の地域資源の保全管理等に取り組みたい	補助・交付金	○	○	○	○	54
40	野生鳥獣による農作物被害を減らしたい	補助・交付金	○	○	○	○	56
41	再生可能エネルギーに取り組むために相談したい・セミナーを受講したい	その他	○	○	○	○	57
その他の支援							
42	老後資金の充実を図りたい	その他	○				58
43	共済制度や税制措置について知りたい	税制		○			59
		その他					
44	農業経営に関する情報をタイムリーに知りたい	その他	○	○	○		61

「人と農地の問題」の解決

1 地域の抱える「人と農地の問題」の解決策を話し合いたい

地域

補助・
交付金

地域の抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の見直しや、プランの実現に向けた取組を支援します。
＜事業名：人・農地問題解決加速化支援事業＞

随時申請受付中

対象となる方 都道府県、市町村

支援内容

1 人・農地プランの見直し支援（補助率：1/2、定額）

市町村等が、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動等に対して支援します。

「人・農地プラン」の検討会メンバーの概ね3割以上は女性とします。

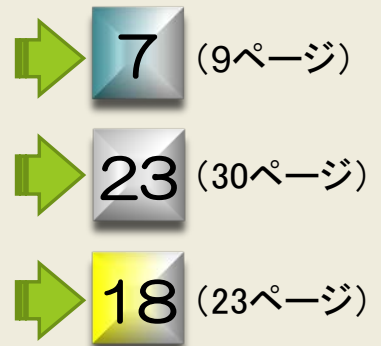
2 地域連携推進員の活動支援（補助率：1/2）

人・農地プランの見直しや、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着のための経営・技術指導を効率的・効果的に進められるよう、普及指導員のOB、リタイアした高齢農業者等のノウハウを活用した地域連携推進員の活動を支援します。

＜「人・農地プラン」には、様々なメリットがあります＞

- 人・農地プランに位置付けられると、
- ◎ 青年就農給付金（経営開始型）
（原則45歳未満の認定新規就農者で独立・自営就農する方）
- ◎ 経営体育成支援事業
（適切な人・農地プラン作成地区で経営改善を目指す中心経営体等）
- ◎ スーパーL資金の当初5年間実質無利子化
（認定農業者）

といった支援を受けることができます。



※ 一年経てば、状況は変わります。その状況を踏まえて、地域の将来展望が描けるよう、作成した人・農地プランを定期的（1年に1回程度）に見直しましょう。

お問い合わせ先

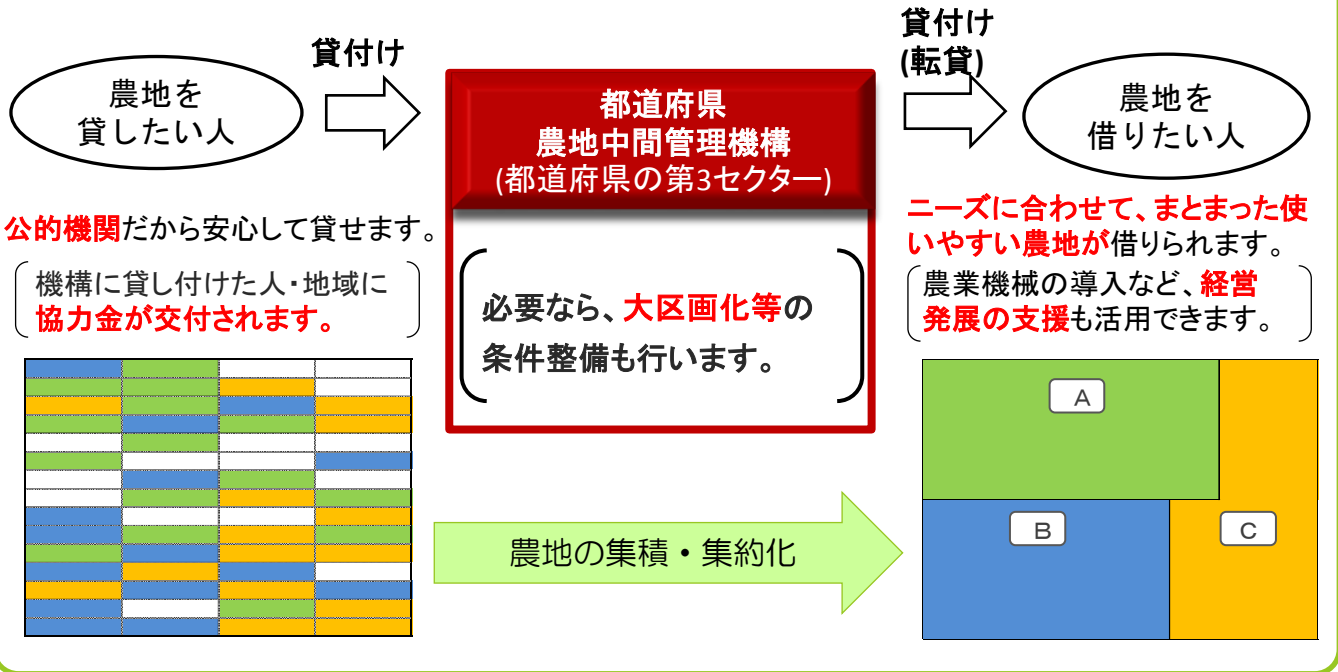
最寄りの市町村、都道府県
農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL:03-6744-0576）

2 経営規模の拡大や農地の分散錯圃状態を解消したい（農地を借りたい）



お問い合わせ下さい

農地中間管理機構の仕組み



- ・ 出し手農家と個別に交渉する必要はなく、**農地中間管理機構と相談することで農地が借りられます。**
- ・ 農地中間管理機構が担い手の使いやすい形にまとめて貸し付けるので、農作業の効率化による**生産性の向上を図ることができます。**
- ・ 借受者は、各都道府県の**農地中間管理機構の公募に応募した者の中から、都道府県知事の認可を得た公正・適正な「貸付けルール」に基づき決定されます。**

お問い合わせ先

最寄りの都道府県、市町村、地方農政局または
 農地中間管理機構ホットライン 03-6744-2151
 <農地中間管理機構・農地集積支援>

農地中間管理機構を活用している地区において、売上高の拡大や経営コストの縮減などに取り組む担い手が、融資を活用して農業機械・施設を導入する際に、融資残に対する支援を行います。

<事業名：経営体育成支援事業>

お問い合わせ先

最寄りの市町村
 農林水産省担当課：経営局就農・女性課経営体育成支援室 (TEL：03-6744-2148)



機構への農地の出し手等に対する支援を受けたい

<事業名：機構集積協力金>

支援内容

地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき機構にまとまった農地を貸し付けた地域や、農地を貸し付けて担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手の皆さんを支援します。
詳細な内容（単価等）については、各都道府県が地域の実情に応じて定めます。

※ 「地域」とは、集落・学校区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

1. 地域に対する支援(地域集積協力金)

地域における話し合い（人・農地プラン）により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域に対し、地域集積協力金を支払います。

※ 地域集積協力金は、地域が都道府県、市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

2. 個々の出し手に対する支援(経営転換協力金・耕作者集積協力金)

機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手の皆さんを支援します。

○ 経営転換協力金

【交付対象者】

機構へ自作地を貸し付けた農業者等で、

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者、
 - ② リタイアする農業者、
 - ③ 農地の相続人、
- に対し、経営転換協力金を支払います。

※ 遊休農地の所有者については、所有する全ての遊休農地について、機構への貸付けの意思を表明した場合は、交付対象者となります。

○ 耕作者集積協力金

【交付対象者】

機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（交付対象農地）の機構への貸し付けに協力した農業者に対し、耕作者集積協力金を支払います。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県、市町村
農林水産省担当課：経営局農地政策課（TEL：03-6744-2151）

支援内容

機構に農地を貸し付け、又は売買した場合には、税制上の特例が措置されています。

(1) 機構に農地を貸し付けた場合の課税の軽減措置(固定資産税)

所有する農地を機構に貸し付けた場合、固定資産税を軽減します。

固定資産税の軽減

課税標準：1/2

[要件]

- ① 所有する全農地（10アール未満の自作地を残した全農地）を新たにまとめて貸し付けること
- ② 貸し付けの年数に応じて以下の期間課税が軽減
 - ・15年以上の期間で貸し付けた場合は、5年間
 - ・10年以上の期間で貸し付けた場合は、3年間

(2) 機構に農地を貸し付けた場合の納税猶予の特例(特定貸付け)

贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けている方が機構に農地を貸し付けた場合には、納税猶予が打ち切られません。

納税猶予の特例

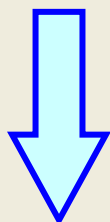
納税猶予の適用農地を貸すことができます。

[要件]

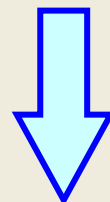
- ① 農地中間管理機構、農地利用集積円滑化事業、利用権設定等促進事業による貸付けであること
- ② 贈与税の納税猶予の農地について、農地中間管理事業以外の事業により貸付けた場合、制度の適用から10年（65歳未満は20年）以上経過していること（農地中間管理事業による貸付けの場合は、貸付けまでの期間にかかわらず特定貸付けできます。）

(3) 機構と農地を売買した場合の特例(所得税・登録免許税・不動産取得税等)

農地の売り手(所有者)



農地中間管理機構



農地の買い手(担い手)

農地を売る方への支援

譲渡所得の特別控除

控除額：1,500万円
又は800万円

[要件]

- 農用地区域内の農地を以下の方法で売却すること
 1. 控除額：1,500万円の場合
農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議による農地中間管理機構、円滑化団体への譲渡
 2. 控除額：800万円の場合
 - ① 農用地利用集積計画、② 農地中間管理機構、円滑化団体への譲渡、③ 農業委員会のあっせん

農地を買う方への支援

登録免許税の軽減

税率：1.5% → 0.8%

[要件]

- 以下の全ての要件を満たすこと
 - ① 農用地区域内の農地であること
 - ② 農用地利用集積計画で所有権を取得すること

不動産取得税の軽減

課税標準：2/3

お問い合わせ先

最寄りの市町村農業委員会 (<http://www.nca.or.jp/location/index.html>)
農林水産省担当課：経営局農地政策課 (TEL:03-6744-2150)

3 荒廃農地を活用したい

個人

法人

集落
営農

地域

補助・
交付金

荒廃農地の再生・利用のための活動を支援します。

<事業名：耕作放棄地再生利用緊急対策交付金>

随時申請受付中

対象となる方 農業者や農地中間管理機構等

支援内容

荒廃農地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業や土壌改良、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

<支援例>

①再生利用活動

- 再生作業（障害物除去、深耕、整地等及び併せて行う土壌改良等）
5万円/10a※
 - ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合：6万円/10a
 - ※ 重機を用いて行う等の場合：1/2（沖縄は2/3）以内、併せて行う土壌改良は2.5万円/10a
 - 土壌改良：2.5万円/10a
 - 営農定着：2.5万円/10a
- （「主食用米及び畑作物の直接支払交付金の対象作物」と「米及び水田活用の直接支払交付金の交付対象農地」は支援対象外）

②施設等補完整備

- 農業用排水施設、農業用機械・施設等の整備：1/2（沖縄は2/3）以内（農業用機械・施設の支援対象となる農地は再生した荒廃農地に限る）
- 小規模基盤整備：2.5万円/10a

お問い合わせ先

最寄りの地域耕作放棄地対策協議会

（http://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/h_madoguti/index.html）

又は市町村

農林水産省担当課：農村振興局地域振興課日本型直接支払室（TEL：03-6744-2081）



4 耕作条件を改善したい

個人

法人

集落
営農

地域

補助・
交付金

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<事業名：農地耕作条件改善事業>

随時申請受付中

支援内容

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等が事業主体となって耕作条件の改善を行う場合、その事業費の一部を補助します。

《地域内農地集積型 ～地域内の農地集積を計画的に実施する場合～》

○定額助成：区画拡大：10万円/10a、暗渠排水：15万円/10a 等

※中心経営体に集約化する農地については単価を2割加算

○定率助成：土壌改良や営農環境の整備に関する支援 等

《高収益作物転換型 ～集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合～》

「地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能

○定額助成：農産物の需給動向の把握、技術習得方法の検討・実践 等

○定率助成：実証展示ほ場の設置、導入1年目の種子・肥料への支援 等



畦畔除去



土層改良



現場での
講習・研修会



高収益作物の導入
(タマネギの収穫)

特徴

採択申請

事業実施年度に入ってから採択申請が可能！（複数回受付）

申請方法

都道府県だけではなく、農地中間管理機構から国への直接申請も可能！

実施期間

必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）！

実施要件

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- 農地中間管理機構との連携概要の策定
- 総事業費200万円以上
- 受益者数2者以上（高収益作物転換型においては15者以上）等

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局
農林水産省担当課：農村振興局総務課（TEL：03-3591-6098）



5

基盤整備を行いたい

個人

法人

集落
営農

地域

補助・
交付金

基盤整備に係る事業費の一部を補助します。

＜事業名：農業競争力強化基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金、農業水利施設保全合理化事業、水利施設整備事業（農地集積促進型）、農地耕作条件改善事業、農業基盤整備促進事業＞

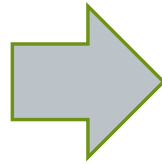
随時申請受付中

支援内容

都道府県、市町村、土地改良区等が事業主体となって基盤整備を行う場合、その事業費の一部を補助します。

区画整理、農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土等が対象となります。

《区画整理》



お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：農村振興局総務課（TEL：03-3591-6098）

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

融資

土地改良事業等の農家負担金を軽減します。

＜事業名：農家負担金軽減支援対策事業（水田・畑作経営所得安定対策等支援事業、災害被災地域土地改良負担金償還助成事業）、経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）＞

随時申請受付中

支援内容

事業の採択時における担い手農地利用集積率に応じて、農地の利用集積が達成できることが見込まれる地域の場合、土地改良事業等の農家負担金について、総償還額の5/6を上限に無利子資金の貸付または年償還額の利子相当分の助成を行います。

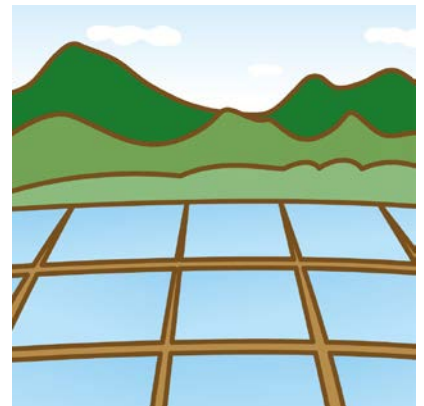
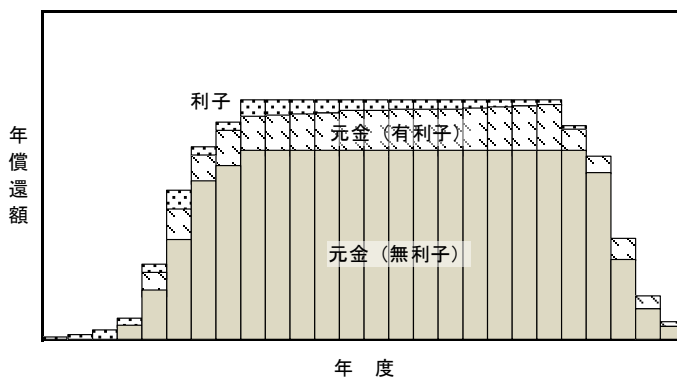
助成（貸付）対象者は、土地改良区または市町村となります。

農地利用集積率の要件
（水田・畑作経営所得安定対策等支援事業）

事業採択時	目標
40%未満	50%以上
40～50%未満	10ポイント以上増加
50～55%未満	60%以上
55～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95%以上	シェア引き上げ
100%	100%を維持



利子助成のイメージ
（水田・畑作経営所得安定対策等支援事業）



お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：農村振興局農地資源課経営体育成基盤整備推進室
(TEL：03-3502-6277)

7

新たに農業を始めたい

個人

法人

補助・
交付金

融資

研修時や、経営を始めて間もない時期の収入を確保します。

<事業名：青年就農給付金（準備型、経営開始型）>

随時申請受付中

支援内容

○青年就農給付金（準備型）

給付額 **年間150万円（最長2年間）**

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を満たす方が対象です。

（主な給付要件）

- ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方
- ② 都道府県が認める研修機関で概ね1年以上研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する以下のいずれかの方
 - ・ 自ら農業経営を行う方
 - ・ 農業法人に雇用されて就農する方
 - ・ 親元就農し、研修終了後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になる方



お問い合わせ先

都道府県の農政担当窓口

農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用・労働グループ（TEL:03-6744-2162）

支援内容

○青年就農給付金（経営開始型）

給付額 **年間最大150万円※（最長5年間）**

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 原則として45歳未満で独立・自営就農する方
- ② 認定新規就農者（就農する市町村から青年等就農計画の認定を受けた者）になっている方。
- ③ 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている方（見込みも可）または農地中間管理機構から農地を借り受けている方

※ 平成27年度（平成26年度補正予算を含む）の新規給付対象者から、前年の所得に応じて給付金額が変動（経営開始1年目は150万円/年）

1 前年の所得が100万円未満 → 給付金額は150万円/年

2 前年の所得が100万円以上350万円未満 → 給付金額は変動

給付金額 = (350万円 - 前年の所得) × 3 / 5

お問い合わせ先

市町村の農政担当窓口

農林水産省担当課：経営局就農・女性課雇用・労働グループ（TEL:03-6744-2162）

施設・機械の購入等に必要な資金を確保したい <事業名：青年等就農資金>

随時申請受付中

支援内容

○青年等就農資金

新たに農業経営を営もうとする青年等※であって、市町村から青年等就農計画の認定を受けた方（認定新規就農者）に、無利子の資金を貸し付けます。

※ 青年（原則18歳以上45歳未満）、知識・技能を有する者（65歳未満）、

これらの者が役員のおよ半を占める法人

※ 農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

1. 借入条件等

- (1) 資金使途：施設、機械の取得等（農地等の取得は除く）
- (2) 貸付利率：無利子
- (3) 借入限度額：3,700万円
(特認限度額 1億円)
- (4) 償還期限：12年以内
- (5) 据置期間：5年以内
- (6) 担保等：実質無担保・無保証人

<資金使途の例>

- ① 農地・牧野の改良、造成に必要な資金
- ② 農地・採草放牧地の賃借権等の取得に必要な資金
- ③ 果樹の植栽、育成に必要な資金
- ④ オリーブ・茶・多年生草本・桑・花木の植栽、育成に必要な資金
- ⑤ 家畜の購入、育成に必要な資金
- ⑥ 次に掲げる費用の支出に必要な資金
 - ・ 農機具、運搬用機具等の賃借権の取得に必要な資金
 - ・ 創立費、開業費等に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - ・ 農薬費、肥料費、飼料費等に充てるのに必要な資金
- ⑦ 次に掲げる施設の改良、造成、取得に必要な資金
 - ・ 農舎、畜舎、農機具及び運搬用機具等
 - ・ 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設等

2. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫
(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

※1 農協等民間金融機関による転貸も可

※2 予算の範囲内で実施されるため、融資の実行時期によっては、ご希望に添えない場合があります。

お問い合わせ先

都道府県、普及指導センター、市町村、
株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫
農林水産省担当課：経営局就農・女性課就農促進グループ (TEL:03-3502-6469)

※新規就農のための各種支援策については、「農業を始めたい皆さんを応援します！」でご案内しています。

(URL) http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html

農業を始めたい皆さんを **クリック!**
応援します!

青年新規就農者ネットワーク「一農ネット」でつながろう!

「一農(いちのう)ネット」は、農業でがんばる若い皆さんと農林水産省が直接つながる、はじめてのネットワークです。

青年新規就農者や農業法人で働く若い皆さん、就農希望の若者、また、そんな若者を応援する方ならどなたでも参加いただけます。

まずはこちら↓から、メルマガ登録!!

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/reg.html>

QRコードでwebサイトを
表示できます



個人

法人

補助・
交付金

新規就農者を雇用する農業法人等を支援します。

<事業名:新規就農等相談支援事業、農の雇用事業>

<新規就農等相談支援事業> 随時申請受付中

<農の雇用事業> 1次募集:平成28年2月15日~2月29日

2次募集:平成28年4月~5月

3次募集:平成28年6月~7月

4次募集:平成28年8月~9月

支援内容

- 農業法人等での就業希望者を対象に短期間(1週間~6週間以内)の就業体験の受入を支援します。雇用に向けたマッチングにも有効です。

助成額

受入れ実習生1名当たり2万円 (定額)

(一社)全国農業会議所(<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)

お問い合わせ先

(TEL:03-6910-1126) または各都道府県の農業会議

農林水産省担当課:経営局就農・女性課就農促進グループ (TEL:03-3502-6469)

- 農業法人等が、就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実施する実践的な研修に対して支援します。

助成額

年間最大120万円 (最長2年間)

- また、農業法人等が独立を目指す就農希望者を新たに雇用し、農業法人設立・独立に向けて実施する研修に対して支援します。

(年間最大120万円、最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円)

お問い合わせ先

(一社)全国農業会議所(<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)

(TEL:03-6265-6891) または各都道府県の農業会議

農林水産省担当課:経営局就農・女性課就農促進グループ (TEL:03-3502-6469)

従業員の募集ができます。

<事業名:新規就農等相談支援事業>

支援内容

随時申請受付中

- 全国及び各都道府県に設置する就農相談窓口に求人情報を登録していただければ、就農希望者に求人情報を提供します。
- 従業員を募集している農業法人等と就農希望者のマッチングを行うための合同会社説明会に出展することができます。

お問い合わせ先

(一社)全国農業会議所(<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)

(TEL:03-6910-1126) または各都道府県の農業会議

事業実施主体は公募により選定

農林水産省担当課:経営局就農・女性課就農促進グループ (TEL:03-3502-6469)

個人

法人

集落
営農

地域

補助・
交付金

労働力の募集・派遣を一体的に行う仕組みや、農作業を受託する事業者による農作業の外部化等を行う仕組みを構築する取組を支援します。

<事業名：農業労働力最適活用支援総合対策事業のうち農業労働力最適活用支援事業>

対象となる方 生産者団体・市町村・農業者等からなる協議会等

お問い合わせ下さい

支援内容

推進体制の構築、地域の状況把握、労働力の確保、研修、労働力のデータベース化及び産地とのマッチングを実施するために必要な経費を支援します。

・ 労働力確保戦略センターの設立



取組の推進体制の構築

- ・産地における農業労働力不足の状況と対策、計画の作成・見直し、関係機関との連携体制の構築、実施状況等について協議
- ・農作業を担う者等の確保・育成・組織化に向けて、必要となる地域の状況を把握

・ 労働力の確保・育成



労働力の確保、技術研修等

- ・農業労働力を確保するための活動(イベントの開催、パンフレットの作成等)を実施
〔 農業未経験者を含めた幅広い人材が応募できるよう
多様な機関と連携体制を構築 〕
- ・地域や作業の特性に応じた技術・知識の習得、能力の向上等を目的とした研修会の開催等

・ 労働力のデータベース化及び産地とのマッチング



データベース構築、マッチング

- ・確保した労働力についてデータベースを整備するとともに、産地に情報提供して労働力と産地のマッチングを図る
- ・繁忙期が異なる他産地との間で、労働力の融通や農業機械等の共同利用を実施

・ 労働負荷軽減のための環境整備



労働負荷軽減のための環境整備

- ・労働負荷軽減のために必要な農業機械、ロボット技術、ICTを活用したシステム等の共同利用(リース導入)

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局生産技術環境課
農林水産省担当課：生産局技術普及課 (TEL:03-6744-2111)

農繁期等の労働力が不足する地域で援農者を育成・組織化する取組を支援します。

＜事業名：農業労働力最適活用支援総合対策事業のうち援農隊マッチング支援事業＞

お問い合わせ下さい

対象となる方 都道府県、市町村、協議会、民間団体

支援内容 地域の状況把握、援農者の確保支援活動、援農者への研修、援農隊の組織化を実施するために必要な経費を支援します。



必要労働力の把握

- ・普及指導員等が必要な人材の数、能力、期間等を把握

【産地における援農隊の育成・確保】



人材確保

- ・ハローワーク等と協力して必要な人材(援農者)を確保
- ・農業未経験者を含めた幅広い人材が応募できる体制を構築



技術研修・指導

- ・初めて農業に携わる者に対する農業に関する知識・技術を事前研修
- ・就労中の技術指導

【援農隊の組織化】

- ・援農隊データベースの作成や援農隊OBに対する情報提供、継続的な研修を実施



援農隊の組織化

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局生産技術環境課
農林水産省担当課:生産局技術普及課 (TEL:03-3593-6497)

10 経営力を高めたい

個人

法人

補助・
交付金

その他

経営発展を目指す農業者向けの研修が受けられます。

<事業名:農業経営者育成教育事業>

※記載はH27年度に実施したものです。

開催時期: 3日間コース 平成27年8月下旬
5日間コース 平成28年1月上旬

支援内容

高度な経営力や地域リーダーとしての資質等を養成する研修に参加できます。

<研修の対象者>

就農希望者、農業者等

<研修等の内容>

第一線で活躍する企業経営者、先進的農業経営者、大学教授による講義・グループワーク等を内容とする講座（インターネットによる配信も受講可）により農業経営力を養成する。

お問い合わせ先

事業実施主体:一般社団法人アグリフューチャージャパン
(<http://www.afj.or.jp/>) (TEL: 03-5781-3750)

農林水産省担当課:経営局就農・女性課農業教育グループ(TEL:03-6744-2160)

トッププロを目指す農業者向けの研修が受けられます。

<事業名:農業経営者育成教育事業>

※記載はH27年度に実施したものです。

開催時期: 通年 (オンラインによる配信)

支援内容

農業界をリードする優れた経営感覚を備えた農業経営者になるための研修に参加できます。

<研修の対象者>

経営力を強化し、農業経営の発展を目指す農業者等

<研修等の内容>

農業経営の確立・発展に必要なマネジメントスキル（コスト管理、人材育成、生産工程管理、マーケティング等）に関する講義や他産業の経営ノウハウの習得により農業経営力を強化する。

お問い合わせ先

事業実施主体:株式会社サラダボウル

(<http://www.salad-bowl.jp/company.htm>) (TEL: 055-273-2688)

農林水産省担当課:経営局就農・女性課農業教育グループ(TEL:03-6744-2160)

次世代の経営者を育成するため、他の先進農業法人や食品企業等異業種へ職員を派遣して研修を行う農業法人等を支援します。

<事業名:農の雇用事業(次世代経営者育成タイプ)>

随時募集

支援内容

法人等の職員を法人の次世代経営者として育成していくために、先進農業法人・他産業法人へ研修派遣する場合、代替職員の人件費及び研修に要する経費を助成します。

助成額

月最大10万円 (①②合計) (最短3ヶ月～最長2年間)

助成対象経費

- ①派遣する職員等に替わり新たに雇用する職員の人件費
- ②派遣する職員等の研修に伴う転居費、住居費、交通費、研修負担金

お問い合わせ先

(一社)全国農業会議所 (<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>)

(TEL:03-6265-6891)

農林水産省担当課:経営局就農・女性課農業教育グループ(TEL:03-6744-2160)



経営発展に向けた取組

11 認定農業者になりたい

個人

法人

その他

農業者が経営発展を図るため、5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けることで、各種の支援を受けられます。

随時申請受付中

- 認定農業者になりたい方は、自らの農業の5年後の目標やその達成に向けた取組等を内容とする「農業経営改善計画」を作成し、市町村に申請します。市町村は、その計画の内容が、市町村の設定した目標（基本構想）に照らして適切なものであるか等を審査し、認定します。

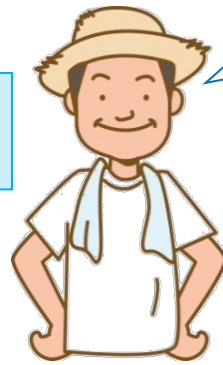
～認定までの流れ～

農業者自らが
「農業経営改善計画」を作成

市町村へ申請

市町村が認定

認定農業者



「農業経営改善計画」の書き方、経営内容の分析などは、市町村、農協、普及指導センター等がサポートしてくれるよ！

農林水産省のHPから「農業経営指標」を活用して、自分の経営状況などが簡単にチェックできるんだ。



自ら経営改善に取り組むやる気のある方であれば、年齢や経営規模の大小を問わず、認定を受けることができます。

支援内容

- 経営所得安定対策（→P33）
 - ・ 生産条件不利補正交付金（ゲタ対策）
諸外国との生産条件の格差により不利がある農産物について、生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付。
 - ・ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
収入減少による農業経営への影響を緩和し、安定的な農業経営ができるようにするための農業者拠出に基づくセーフティネット。
- スーパーL資金（(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫）（→P23）
農地取得、施設整備等、経営改善に必要な取り組みに要する長期資金を低利で融通。
- 農業経営基盤強化準備金（→P29）
認定農業者が、経営安定のための交付金を積み立て、農用地や農業用機械等の固定資産を取得した場合、この積立額や取得額を必要経費又は損金として算入できる制度。

お問い合わせ先

最寄りの市町村

農林水産省担当課：経営局経営政策課経営育成グループ（TEL:03-6744-0576）

農業者がインターネット上で「新たな農業経営指標」を活用して、経営改善に必要な取組の実施状況や経営データの自己点検を行うことを支援します。

随時利用できます

支援内容

農林水産省では、農業者の方の経営改善をサポートするため、『農業経営指標』（経営の自己チェックができる仕組み）を提供しています。

農業経営者の皆様へ

「新たな農業経営指標」は、農業経営者の皆さまが自らの経営状況を自己チェックし、経営改善を図るために活用していただくことを目的とするものです。

この指標に毎年1回、定期的に取り組むことにより、皆さまの経営目標の達成に向けて、着実に経営を発展させていきましょう。

認定農業者の方は、毎年の自己チェック結果を経営改善計画の中間年（3年目）と最終年（5年目）に市町村に提出する必要があります。



ここで「新たな農業経営指標」を活用！

指標の仕組み

「新たな農業経営指標」は、次の4つの内容で構成されています。

(1) 経営改善のためのチェックリスト

経営改善の発展に欠かせない経営管理、生産、販売・加工、財務、労務等に関する14の取組について、自らの現在の取組状況や改善時期を明らかにすることができます。

(2) 経営データの記入フォーム

農業経営の基本となる労働力、農地、生産・販売のデータについて、自ら記入することで、経営の現状と目標を数値の形で客観的に把握できます。

(3) 指標による評価結果シート

→次ページ参照

「取組指標」、「技術指標」、「財務指標」の3つの指標により、現在の経営状況の評価を行い、経営発展の方向性と目標達成への道筋を明らかにすることができます。

(4) 経営振り返り・シミュレーションシート

「取組指標」、「技術指標」、「財務指標」を経年比較したり、目標達成状況や経営発展のために改善すべき点、改善すべき具体的な数値を明らかにすることができます。

とっても簡単！



- ① かかる時間は30分程度。
- ② 入力したデータは、農林水産省のホームページ上で管理（入力、保存、引き出し等）できます。
※個人情報保護の体制を整えております。
- ③ 全国平均やトップクラスの経営との比較で、ご自身の経営状況や改善点がわかります。

指標による評価結果シート

※システムに（１）経営改善のためのチェックリストと（２）経営データの記入フォームを入力すると、この評価結果シートが自動で出力されます。

現状と目標

経営の基本データの現状と目標の値が示されています。それぞれの項目について、主業農家の標準的な水準（指標値①）及びトップクラスの主業農家の水準（指標値②）と比較しながら、自らの現状や目標の水準等について確認して下さい。

項目 [フォームの項目]	単位	現状	目標	全国	
				指標値① <small>(主業農家の標準的な水準)</small>	指標値② <small>(主業農家の上位20%の水準)</small>
農業従事者数 (1)	人	3	3	2	3
総労働時間 (2)	時間	5,600	5,040	3,092	5,080
経営耕地面積 (3)	a	1,620	1,800	956	2,073
総売上 (15)	千円	26,743	32,000	14,223	29,939
総費用 (18)	千円	22,026	25,000	8,718	18,188
農業所得 (19)	千円	4,717	7,000	5,011	11,093

指標値は、水田（都府県）経営のもの。

技術指標

技術水準を示す各種指標の値が示されています。それぞれの項目について、上記と同様に2つの指標と比較しながら、自らの技術水準を確認して下さい。

項目 [計算式]	単位	現状	全国		評価
			指標値① <small>(主業農家の標準的な水準)</small>	指標値② <small>(主業農家の上位20%の水準)</small>	
※単収 米 (8)/(4)×10	kg/10a	495	528	564	C
小麦 (9)/(5)×10	kg/10a	421	393	401	A
ぶどう (10)/(6)×10	kg/10a	667	1,103	1,265	C
※土地生産性 米 (11)/(4)×10	千円/10a	68	112	124	C
小麦 (12)/(5)×10	千円/10a	43	27	29	A
ぶどう (13)/(6)×10	千円/10a	103	558	795	C
全体 (14)/(3)×10	千円/10a	89	138	181	C
労働生産性 (15)/(2)	円/h	4,776	5,005	8,370	C
農業従事者1人当たり 農業所得 (19)/(1)/1000	千円/人	1,572	2,759	5,417	C
生産単位当たり 労働時間 (2)/(3)×10	時間/10a	35	27	16	C
売上高材料費比率 (16)/(15)×100	%	18	19	15	B
農業所得率 (19)/(15)×100	%	18	38	48	C

※品目別の指標は指標値①が全国・都道府県の平均値、指標値②が上位20%の平均値。畜産に関しては、飼養頭羽数当たりの生産性。

財務指標

財務状況を示す各種指標の値が示されています。それぞれの項目について、望ましい水準の範囲内にあるかどうか確認して下さい。

項目	単位	現状	全国	
			望ましい水準	評価
売上高借入金比率 (24)/(15)×100	%	15	0～100	○
生産単位当たり 借入金 (24)/(3)/100	千円/10a	25	0～130	○
生産単位当たり 農業用固定資産額 (21)/(3)/100	千円/10a	163	0～130	△
自己資本比率 ((26)-(22))/((23)-(22))×100	%	83	30～100	○
売上高現預金比率 (20)/(15)×100	%	48	20～200	○

指標の活用はwebシステムが簡単です

農業経営指標

検索

お問い合わせ先

農林水産省経営局経営政策課経営育成グループ (TEL:03-6744-0576)
システムの使い方についてのヘルプデスク: (TEL:080-6059-1347)

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

集落営農が組織化するために必要な経費を助成します。

＜事業名：農業経営力向上支援事業＞

随時申請受付中

支援内容

集落営農の法人化の前提となる組織化の際に必要なとなる規約の作成等にかかる必要な経費の助成を行います。

助成額

20万円（定額）

「集落営農の組織化支援補助金交付申請書」に、定款又は規約の写し、設立総会の議事録、構成員名簿、集落営農名義の通帳のコピー、法人化の意向を確認できる書類を添付し、市町村に提出してください。助成金は市町村から支払われます。

集落営農が法人化するために必要な経費を助成します。

＜事業名：農業経営力向上支援事業＞

随時申請受付中

支援内容

集落営農を持続性のある経営体へ育成する取組を進めるため、集落営農が法人化した場合に、必要な経費の助成を行います。

助成額

40万円（定額）

「法人化支援補助金交付申請書」に、登記事項証明書、定款の写し、構成員名簿を添付し、市町村に提出してください。助成金は市町村から支払われます。

複数個別経営を法人化するために必要な経費を助成します。

＜事業名：農業経営力向上支援事業＞

随時申請受付中

支援内容

地域農業に貢献する複数個別経営の法人化や法人同士が統合して新たに法人を立ち上げる場合に、必要な経費の助成を行います。

助成額

40万円（定額）

「法人化支援補助金交付申請書」に、登記事項証明書、定款の写し、構成員名簿等を添付し、市町村に提出してください。助成金は市町村から支払われます。

お問い合わせ先

最寄りの市町村

農林水産省担当課：経営局経営政策課組織経営グループ（TEL：03-6744-0576）

14 法人経営のための研修を受けたい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

法人経営に必要な労務・財務管理等に関する研修を支援します。

＜事業名：農業経営力向上支援事業＞

実施の有無、時期等は市町村ごとに異なります。
下記お問合せ先へご確認ください。

支援内容

将来において地域の中心となる法人経営体を育成するため、法人化を目指す者等を対象として行う研修等の取組を支援します。

＜研修等の対象者＞

法人化を目指す者等を対象とします。

＜研修等の内容＞

- ①経理(税務)研修、②生産管理研修、③労務管理研修、④マーケティング研修、⑤機械等技術習得研修、⑥経営診断 等

お問い合わせ先

最寄りの都道府県または市町村
農林水産省担当課：経営局経営政策課農業法人・経営新政策グループ
(TEL:03-6744-2143)

15 円滑な経営継承を行いたい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

担い手の円滑な経営継承等を促進します。

＜事業名：農業経営力向上支援事業＞

実施の有無、時期等は都道府県ごとに異なります。
下記お問合せ先へご確認ください。

支援内容

円滑な経営継承を行うためには、計画的な取組が不可欠です。経営継承のための事業承継計画を作成しましょう。経営継承のモデル的な取組を広めるため、以下の取組を支援します。

(1) 専門家による相談・指導活動支援（補助率：定額）

- ・経営継承問題を抱える農業経営者へ、税理士や中小企業診断士等の経営の専門家を派遣します。
- ・派遣された専門家等が「事業承継計画」の作成を支援します。

(2) 農業経営者等を対象とする研修・セミナー開催支援（補助率：1/2）

- ・経営継承の計画作りや農業経営を学ぶための研修・セミナーを開催します。

（事業実施主体は(1)(2)ともに都道府県）

お問い合わせ先

最寄りの都道府県
農林水産省担当課：経営局経営政策課農業法人・経営新政策グループ
(TEL:03-6744-2143)

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

中山間地域等において収益力向上を目指す担い手の取組を支援します。

NEW !

<事業名：中山間地域等担い手収益力向上支援事業>

随時申請受付中

対象となる方

認定農業者、認定新規就農者、集落営農、人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構から農地を借り受ける農業者 等

支援内容

担い手が作成し、市町村が認定する「収益力向上計画」に基づき、
①収益力の高い作物を導入する取組や②作物の価値向上の取組を面積に応じて支援します。

10a当たり5万円以内

収益力向上計画

①新たに借り受ける農地への作物の導入や、既存の経営農地において収益力の高い作物への転換等により、収益力向上を図る担い手の取組

(例)

- ・ 適正施肥を行うための土壌分析調査
- ・ 土壌改良資材や堆肥散布等による土づくり
- ・ 試験栽培に必要な育苗、マルチング 等



土づくり

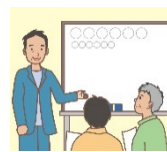


収益力の高い作物の導入

②既存の経営農地において作物の価値向上を行い、収益力向上を図る担い手の取組 (上限額200万円)

(例)

- ・ 販路開拓に向けたアドバイザーの招へい
- ・ 作物の価値向上に向けた成分分析や品質の向上
- ・ ロゴやラベルデザイン等の作成、商標等の申請



アドバイザーの招へい



認定機関名

認定制度等による作物の価値向上

対象地域

中山間地域等 (特定農山村法等の地域振興8法で指定された地域)

目標

今後3年間で本事業に取り組む担い手の取組面積当たりの作物の販売額が10%以上向上することが見込まれること

お問い合わせ先

最寄りの市町村

農林水産省担当課：農村振興局 地域振興課 (TEL: 03-3502-6005)

※詳細はHPでも確認できます <http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/ninaite.html>

個人

法人

補助・
交付金

意欲のある農業法人と先端技術を有する経済界の企業等が連携して行う先端モデル農業の確立に向けた取組を支援します。事業により得られた成果を地域に広く普及することで、日本農業全体の競争力強化を図ります。

＜事業名：農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業＞

本年度の募集は終了しました

対象となる方

連携プロジェクトの実施主体は、農業を営む法人・個人（農業法人等）と農業以外の業種の企業等のそれぞれ1者以上が参加し、必要に応じて研究機関や地方自治体等の関係団体・企業の参画を得て構成する者で、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 農業法人等と企業等が連携して形成する組織（コンソーシアム）
- ② 農業法人等と企業等が共同で出資して設立する法人

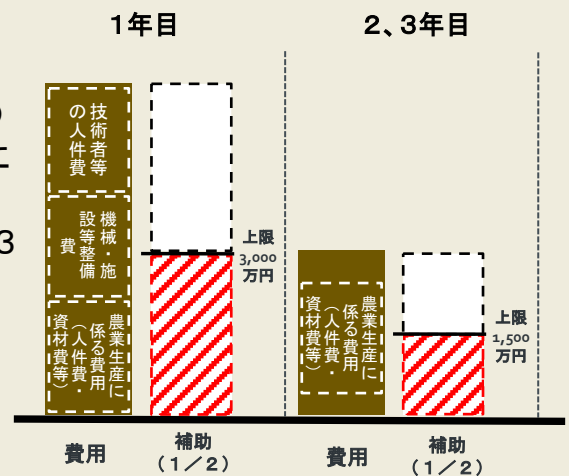
支援内容

＜連携プロジェクトとは＞

連携プロジェクトの内容は、これまで農業界では実用化されておらず、3年程度で実用化を試みようとするものであって、事業終了後にはその成果を広く普及しようとするものです。

＜支援のスキーム＞

- 初年度は、実証事業の実施に係る費用の1/2を補助（2・3年目は、農業生産に係る費用に限る。）
- 補助の上限は、初年度3,000万円、2・3年度目は1,500万円



＜取組事例＞

- 作業体系の最適化手法の確立
- 高度な圃場管理を可能とする扱いやすいGPS技術
- センサー技術の活用による野菜・果樹生産の高度化
- 低コスト高耐久性農業機械の開発 等

お問い合わせ先

農林水産省担当課：経営局経営政策課農業法人・経営新政策グループ
(TEL：03-6744-0577)

資金の確保

18

農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい

個人

法人

融資

借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます。

随時申請受付中

対象となる方

支援内容

	資金	貸付対象者	貸付金利(注5)	償還期限	貸付限度額
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者等 (注1)	0.10%	25年以内 (据置10年以内)	個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) 法人 10億円 (常時従事者数に応じ20億円)
	経営体育成強化資金	主業農業者 (注2)	0.10%	25年以内 (据置3年以内)	個人 1.5億円 法人 5億円
	農業改良資金 (注3)	個別法に基づく農業改良資金 融通法の特例適用者(注4)	無利子	12年以内 (据置最長5年以内)	個人 5,000万円 法人 1.5億円
	農林漁業施設資金 (6次産業化)	六次産業化・地産地消法の総合化 事業計画の認定を受けた農林漁業 者団体(注6)	0.10%	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
	農林漁業施設資金 (農工商等連携)	農工商等連携促進法の農工商等連 携事業計画の認定を受けた農林漁 業者団体(注6)	0.10%	20年以内 (据置3年以内)	貸付を受ける者の負担する額 の80%に相当する額
農協等	農業近代化資金	認定農業者等 (注1)	0.10%	15年以内 (据置7年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円
		主業農業者 (注2)	0.10%	15年以内 (据置3年以内)	個人 1,800万円 法人 2億円

(注1) 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

(注2) 主業農業者とは、農業所得が総所得の過半(法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあっては、農業に係る売上高が1,000万円以上)であること等の条件を満たすものです。

(注3) 農業改良資金を借り受ける場合は、農業改良措置計画(農畜産物の加工事業の開始、新作物や新技術の導入などチャレンジ性のある取組を行い、農業経営の改善を図るための計画)に基づく都道府県知事による貸付資格の認定が必須です。

(注4) 個別法(略称)は次のとおりです。

持続農業法、農工商等連携促進法、農林漁業バイオ燃料法、米穀新用途利用促進法、六次産業化・地産地消法

(注5) 金利は平成28年4月20日現在です。

(注6) 農林漁業者団体とは、次に掲げる者です。

農業協同組合、森林組合及び漁業協同組合等の他、5割法人・団体、農林漁業振興法人

取扱金融機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)、農協系統金融機関、銀行、信用金庫、信用組合

お問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫、最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店、銀行、信用金庫、信用組合、各都道府県、各市町村、普及指導センターなど
農林水産省担当課：経営局金融調整課(TEL：03-6744-2165)



少額の資金であれば、融資の可否の判断を迅速に行います。

＜資金名：スーパーL資金、農業近代化資金(クイック融資制度)＞

随時申請受付中

対象となる方

認定農業者等 (スーパーL資金)

認定農業者等及び一定の要件を満たす集落営農組織 (農業近代化資金)

支援内容

スーパーL資金、農業近代化資金について、500万円までの資金であれば、無担保・無保証人での融資の可否が最速1週間(クイック融資)で判断されます。

貸付条件等

＜貸付限度額＞

500万円

＜貸付要件＞

融資機関のスコアリングシステム(企業経営診断手法)により経営実績が一定水準以上と判断される必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

お問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫、最寄りの農協、各都道府県、各市町村、普及指導センター

農林水産省担当課：経営局金融調整課 (TEL：03-6744-2165)



経営状況等を評価した上で、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

＜資金名：スーパーL資金(円滑化融資制度)＞

随時申請受付中

対象となる方

認定農業者等

支援内容

スーパーL資金について、認定農業者等の経営能力や経営状況等を積極的に評価して、一定額まで無担保・無保証人で融通します。

貸付条件等

＜貸付限度額＞

個人：2,000万円

法人：直近決算の売上高に応じた限度額又は資本勘定のいずれか低い額(最高1億円)

＜貸付要件＞

農業経営改善計画の目標水準に到達していることや過去5年間に既貸付制度資金の償還が確実に行われている必要があります。

※ その他一定の要件を満たす必要があります。

お問い合わせ先

(株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫

農林水産省担当課：経営局金融調整課 (TEL：03-6744-2165)



人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。
<資金名:農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)>

随時申請受付中

対象となる方 人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者等 (※)

貸付条件等

<借入限度額>

個人： 3億円 (複数部門経営等は6億円)
法人： 10億円 (常時従事者数に応じ20億円)

<償還期限>

25年以内 (うち据置期間10年以内)

<金利負担軽減措置>

貸付当初5年間実質無利子化

※ 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

取扱融資機関 (株)日本政策金融公庫の各支店 (沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫)

お問い合わせ先 (株)日本政策金融公庫の各支店、沖縄振興開発金融公庫

農林水産省担当課：経営局金融調整課 (TEL：03-6744-2165)



19 資金繰りのための短期運転資金を借りたい

個人

法人

融資

➡ 制度資金としては、以下の資金が利用できます。

＜資金名：農業経営改善促進資金（スーパーS資金）＞

随時申請受付中

対象となる方 認定農業者等（※）

※ 認定農業者等とは、農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法の果樹園経営計画の認定を受けた者です。

支援内容 認定農業者等に対して、経営改善を図るのに必要な短期運転資金を融通します。

貸付条件等

＜貸付金利＞

1.50%（平成28年4月20日現在（変動金利制））

＜貸付限度額 ※畜産・施設園芸については、それぞれ4倍＞

認定農業者等：個人500万円、法人2千万円

取扱融資機関

農協系統金融機関、銀行、信用金庫、信用組合

お問い合わせ先

最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、各市町村、普及指導センターなど

農林水産省担当課：経営局金融調整課（TEL：03-6744-2165）



20 農業法人の経営強化の取り組みに対して資金の出資を受けたい

法人

出資

農業法人が自己資本を充実させたい時には、農業法人投資育成制度により農林水産大臣の承認を受けた株式会社又は投資事業有限責任組合が出資します。
 <制度名：農業法人投資育成制度>

随時申請受付中

出資対象者 農業法人

出資要件等 <出資の限度>
 出資後の総発行株式・持分の2分の1以内

※ 現在、農林水産大臣の承認を受けているのは、以下に記載する株式会社又は投資事業有限責任組合となっております。

それぞれ出資を受けるための要件等がございます。詳細については出資を受けたい株式会社又は投資事業有限責任組合にご確認ください。

承認を受けた投資主体

(平成28年3月23日現在)

投資主体名称	主な対象地域	電話番号	備考
アグリビジネス投資育成株式会社	日本全国	03-5283-6688	☆☆
SMBCアグリファンド投資事業有限責任組合	日本全国	03-3295-3336	
ひろしん農業育成投資事業有限責任組合	広島県内	082-245-1033	
えひめアグリファンド投資事業有限責任組合	四国地域	089-933-1513	☆
FFG農業法人成長支援投資事業有限責任組合	九州地域	092-291-8123	☆
さんぎん農業法人投資事業有限責任組合	三重県及びその周辺地域	03-6212-2511	☆
いよエバーグリーン農業応援ファンド投資事業有限責任組合	愛媛県内を中心に中四国及び九州地域	089-933-8804	☆
北洋農業応援ファンド投資事業有限責任組合	北海道内	011-231-3053	☆
みなとAファンド投資事業有限責任組合	兵庫県内及び大阪府内	078-361-1511	
大垣共立アグリビジネス1号投資事業有限責任組合	岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	0584-74-2251	
ほくりくアグリ育成ファンド投資事業有限責任組合	富山県、石川県、福井県	076-421-5770	☆
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合	栃木県を中心に茨城県、群馬県及び埼玉県	028-689-9696	☆
おおいた農業法人育成ファンド投資事業有限責任組合	大分県及びその周辺地域	097-543-1919	☆
KFGアグリ投資事業有限責任組合	熊本県、鹿児島県、宮崎県を中心に九州地域	096-311-5922	☆
いわぎん農業法人投資事業有限責任組合	岩手県を中心にその周辺地域	019-621-1470	☆

※ 備考欄に区分している先については、以下の窓口においてもご案内しています。

☆：(株)日本政策金融公庫の各支店

★：最寄りの農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫の各支店

お問い合わせ先

農林水産省経営局金融調整課 (TEL:03-6744-1395)

個人

法人

集落
営農

出資

農林漁業成長産業化ファンドが、農林漁業者の皆さんの6次産業化の取組に対して出資、経営支援等を行います。

<事業名：農林漁業成長産業化ファンド>

お問い合わせ下さい

対象となる方

農林漁業者と2次・3次産業の事業者（パートナー企業）による合弁会社等で、かつ、六次産業化・地産地消法の計画認定を受けた会社（6次産業化事業体）

出資対象事業

農林漁業者が主体となって農林水産物などを活かした商品開発や販売方式の改善等、新たな事業分野を開拓する事業

活用メリット

- 使途の制約が小さく、自由度の高い資金を、農林漁業者とパートナー企業の出資の合計額と原則同額まで出資が可能です。
- 株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドが経営に協力し、農林漁業者とパートナー企業との両者の連携の相乗効果を高めます。
- 農林漁業者とパートナー企業が合弁会社等を作ることにより、農林漁業者は、6次産業化の取組に必要な他産業のノウハウの獲得や新たな販路の開拓が円滑になります。
- 連携するパートナー企業や農林漁業者が見つからない場合、株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドが相手探し（マッチング）を支援します。

その他留意点

株式会社農林漁業成長産業化支援機構・サブファンドは出資によって会社の株式を取得・保有します。最大15年間の支援期間終了までに、この株式を売却し、出資を回収します。この株式は6次産業化事業体には買い取っていただくことを予定しています。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局等

(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE) (TEL:03-5220-5885(代表))

<http://www.a-five-j.co.jp>

農林水産省担当課：食料産業局産業連携課 (TEL:03-6744-2076)

個人

法人

税制

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に規模の拡大や機械整備の高度化を図る取組みを税制面から支援します。

<制度名：農業経営基盤強化準備金制度>

随時申請受付中

支援内容

認定農業者である個人及び農地所有適格法人等が、農業経営改善計画等に従って、対象となる交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、所得の計算上、この積立額を、個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。

積み立てた準備金を5年以内に取り崩して、農用地や農業用の建物・機械等の固定資産を取得した場合には、圧縮記帳ができます。

【対象となる方】

- 認定農業者
- 特定農業法人
- 認定新規就農者(個人)

※集落営農においても、法人化することによって制度を活用できます。

【対象となる資産】

- 農用地
 - 農地、農地以外の耕作用地、採草放牧地
- 農業用の建物・機械等
 - ・農業用の建物(建物附属設備)
 - ・農業用の構築物
 - ・農業用設備(器具備品、機械装置、ソフトウェア)

(例)大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きょ、トラクター、乾燥機、精米機、飼料細断機、農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、農作業管理ソフト など

【注意！】

トラックやフォークリフトなどの車両は対象となりません。中古品も対象となりません。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局・農政事務所・支局

農林水産省担当課：経営局経営政策課経営税制グループ (TEL:03-3502-6441)



23

農業用機械等を新たに導入したい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

融資で農業用機械等を導入する場合、融資残の自己負担部分を助成します。

<事業名：経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）>

本年度の募集は終了しました

支援内容

人・農地プランに位置付けられた者等※1が融資を活用して、農業用機械・施設等※2を導入する場合、融資残の自己負担部分に対し、取得額の3/10※3までを上限として助成します。

例えば、1,000万円のトラクターを購入する際、600万円の融資を受け、自己負担分が400万円の場合、取得額（1,000万円）の3/10となる300万円の範囲内で助成します。

※1 適切な人・農地プランに位置付けられている必要があります。

※2 残存耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）に限ります。

※3 助成率は、以下の①～③のいずれか最も低い額。

①助成の対象となる経費に10分の3を乗じて得た額。

②助成の対象となる経費のうち融資額。

③助成の対象となる経費のうち融資額及び地方公共団体等による助成額を除いた額。



お問い合わせ先

最寄りの市町村

農林水産省担当課：経営局就農・女性課経営体育成支援室（TEL：03-6744-2148）

条件不利地域における共同利用機械等の導入費の一部を助成します。

<事業名：経営体育成支援事業（条件不利地域補助型）>

本年度の募集は終了しました

支援内容

経営規模が小規模・零細な地域において、共同利用機械・施設等※を導入する場合、事業費の1/2（機械は1/3）以内を助成します。

経営規模が小規模・零細な地域とは、農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道は2ha）未満、かつ、農地面積が0.5ha（北海道は2ha）未満の農家が5割以上を占める地域等です。

※ 残存耐用年数がおおむね5年以上であって20年以下のもの（中古農業用機械は2年以上）に限ります。

お問い合わせ先

最寄りの市町村

農林水産省担当課：経営局就農・女性課経営体育成支援室（TEL：03-6744-2148）

個人

法人

集落
営農

地域

補助・
交付金

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき実施する高収益な作物・栽培体系への転換等の取組を総合的に支援します。

<事業名：産地パワーアップ事業>

申請期間：平成28年4月頃から
(申請時期については、最寄りの都道府県にご相談ください。)

支援内容

農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組をソフト・ハードを一体的に支援します。

要件等

【採択要件】

地域農業再生協議会等が作成する産地の収益力向上に取り組む計画（産地パワーアップ計画）に位置づけられた取組であること

（産地パワーアップ計画の認定基準）

- ① 都道府県が作成する方針に即したものであること
- ② 収益力強化に向けた目標（生産・出荷コストの10%以上削減、販売額を10%以上向上等）を設定しており、その達成が見込まれること
- ③ 産地の面積が実施要領に定める面積要件を満たすこと など

【交付率】

施設整備 事業費の1/2以内など
農業機械のリース導入 本体価格の1/2以内
果樹の同一品種の改植 定額

対象となる取組

- 集出荷施設や加工施設等の整備
- 農業機械のリース導入
- パイプハウスや果樹棚等の資材導入
- 果樹の同一品種の改植 等

お問い合わせ先

最寄りの都道府県、地域農業再生協議会
農林水産省担当課：生産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

集落
営農補助・
交付金

国内農産物の安定供給を図るため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

＜事業名：強い農業づくり交付金＞

本年度の募集は終了しました

支援内容

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な共同利用施設の整備や再編等を支援します。

要件等

【採択要件】

1. 受益農家及び事業参加者が原則として、5戸以上であること
2. 実施要領に定める面積要件を満たすこと
3. 整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること
4. 総事業費が5千万円以上 など

【交付率】・・・事業費の1/2以内など

対象となる施設

○耕種作物共同利用施設整備
共同育苗施設
穀類乾燥調製貯蔵施設
農産物処理加工施設
集出荷貯蔵施設
生産技術高度化施設 など

○畜産物共同利用施設整備
畜産物処理加工施設
家畜市場
家畜飼養管理施設
自給飼料関連施設 など

○耕種作物小規模土地基盤整備
ほ場整備
園地改良
優良品種系統等への改植 など

○飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備
飼料作物作付条件整備
放牧利用条件整備
水田飼料作物作付条件整備

- 次のいずれかの場合、交付金の配分ポイントを加算します（1ポイント）
- ・ 農業者（農業法人、農業者の組織する団体等）が事業実施主体の場合、事業参加者の過半が人・農地プランに位置付けられていることまたは農地中間管理機構からの農地の受け手であること
 - ・ 都道府県、市町村、JA等が事業実施主体の場合、事業の受益地区の一部または全部で人・農地プランが作成されていること

お問い合わせ先

最寄りの市町村
農林水産省担当課：生産局総務課生産推進室（TEL：03-3502-5945）

26 米、麦、大豆などを安定的に生産したい

個人

法人

集落
営農

補助・
交付金

経営所得安定対策により、米、麦、大豆等の作物を生産される農家の皆さんの経営安定を支援します。
 <経営所得安定対策>

加入申請期間：平成28年4月1日～6月30日
 (P35まで同様の加入申請期間です。)

諸外国との生産条件の格差による不利により、コスト割れが発生している麦、大豆等の生産に対する交付金を交付します。
 <畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)>

対象となる方

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
 (いずれも規模要件はありません)

支援内容

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物(麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね)を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

(1) 対象作物

麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

(2) 交付単価

① 数量払

全算入生産費をベースに算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位重量当たりの単価で直接交付します。

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,320円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,130円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,490円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,380円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,660円/60kg

対象作物	平均交付単価
てん菜	7,260円/ト
でん粉原料用ばれいしょ	12,840円/ト
そば【水田・畑地】	13,030円/45kg
なたね【水田・畑地】	9,640円/60kg

注1：面積払(営農継続支払)を受けた方は、その交付額を控除して支払

注2：実際の交付単価は、品質に応じて増減

注3：小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

注4：そばについては、27年産から規格外品を支援の対象から除外

② 面積払(営農継続支払)

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要最低限の経費が賄える水準を「面積払(営農継続支払)」として、当年産の作付面積に応じて10a当たりの単価で直接交付します。

2.0万円 / 10a (そばは1.3万円)

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局

(無料相談 TEL:0120-38-3786)

農林水産省担当課：政策統括官付総務・経営安定対策参事官付経営安定対策室
 (TEL：03-3502-5601)



米、麦、大豆等の販売収入の減少に対する補てん金を交付します。

＜米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)＞

対象となる方

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません)

支援内容

収入減少による農業経営への影響を緩和するため、米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補てんする仕組みです。

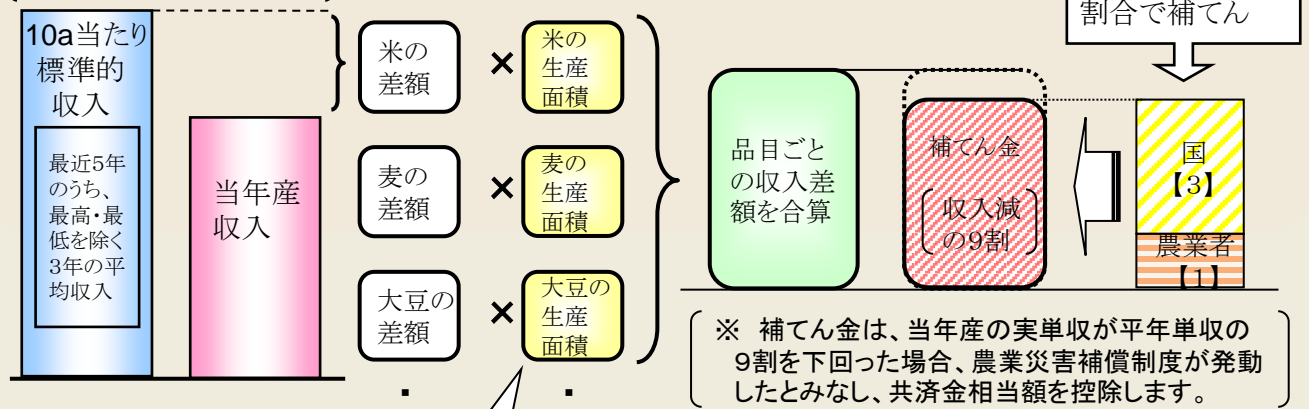
(1) 対象作物

米、麦(小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦)、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

(2) 補てん額

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積み立てた積立金で補てんします。国からの交付金は、農業者が積み立てた積立金の3倍が上限です。補てん金の支払時期は、翌年の5月中旬～6月頃になります。

[都道府県等ごとに算定]



当年産の交付対象数量(農業者ごと) ÷ 当年産の実単収(都道府県等ごと)



生産数量目標に従って米の生産を行った農家の皆さんに対して交付金を交付します。
＜米の直接支払交付金(平成29年産までの時限措置)＞

対象となる方

米の生産数量目標(面積換算値)に従って、販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

支援内容

米の生産数量目標(面積換算値)に従って生産(耕作)を行う農業者に対して交付金を直接交付します。

(1) 交付対象面積

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定します(種子、醸造用玄米は10a控除の対象外)。

(2) 交付単価(全国一律) **7,500円 / 10a**

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局

(無料相談 TEL:0120-38-3786)

農林水産省担当課: 政策統括官付総務・経営安定対策参事官付経営安定対策室

(TEL: 03-3502-5601)



水田を活用した戦略作物等(麦、大豆、飼料作物、飼料用米等)の生産に対する
 交付金を交付します。 <事業名:水田活用の直接支払交付金>

対象となる方

販売目的で対象作物を生産(耕作)する販売農家・集落営農
 ※ 米の生産数量目標の達成にかかわらず交付の対象となります。

支援内容

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

(1) 交付単価・助成対象等

① 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000円~105,000円/10a

② 二毛作助成 1.5万円/10a

水田における主食用米と戦略作物助成の対象作物、又は戦略作物助成の対象作物同士の組み合わせによる二毛作に対して助成します。

③ 耕畜連携助成 1.3万円/10a

耕畜連携の取組(飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環)を行う農業者に対して助成します。

(2) 産地交付金

地域で作成する「水田フル活用ビジョン」に基づく、

① 水田における麦、大豆等の生産性向上等の取組

② 地域振興作物や備蓄米の生産の取組 等

を支援します。

国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会が助成内容(交付対象作物・取組・単価等)を設定できます。

また、地域の取組に応じた追加配分(下表参照)を行います。

対象作物	取組内容	追加配分単価
飼料用米 米粉用米	多収品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組	12,000円/10a
備蓄米	平成28年産政府備蓄米の買入入札 における落札	7,500円/10a
そば なたね	作付の取組	20,000円/10a(基幹作) 15,000円/10a(二毛作)

なお、主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回ることとなる都道府県に対して追加配分(5,000円/10a)します。

お問い合わせ先

最寄りの地域農業再生協議会、地方農政局

(無料相談 TEL:0120-38-3786)

農林水産省担当課:政策統括官付穀物課(TEL:03-3597-0191)

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

野菜の価格が低落した時に、補填が受けられます。

＜事業名：野菜価格安定対策事業＞

対象となる方 指定産地の生産者

申込時期は野菜の種類により異なるため、
(独)農畜産業振興機構にご相談ください。

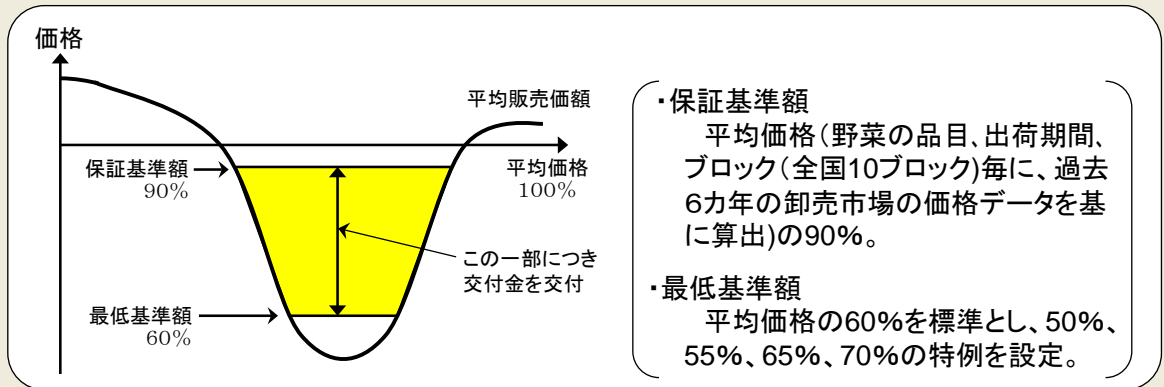
支援内容

指定産地の生産者に対し、指定野菜（14品目）の価格が著しく低落した場合に、保証基準額と平均販売価格（ただし、最低基準額を限度とする。）との差額の一部を、補填金として受けることができます。

＜指定野菜（14品目）＞

キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

○基本的な仕組み



○資金造成の方法

出荷団体(経済連等)又は大規模生産者(作付面積2ha以上の生産者)が、国、都道府県の補助金を加えて、(独)農畜産業振興機構に資金を造成。
(負担割合＝国60%：都道府県20%：出荷団体等20%)

リレー出荷により加工・業務用野菜を周年供給する契約取引を支援します。

＜事業名：野菜価格安定対策事業＞

対象となる方 野菜生産者

申込時期は野菜の種類により異なるため、
(独)農畜産業振興機構にご相談ください。

支援内容

野菜生産者が外食・加工業者や量販店などと契約取引を行う際のリスクを軽減するため、契約数量の不足時に市場等から確保する場合、不足分の充実に要する経費の一部を補填します。

六次産業化・地産地消法に基づき作成する総合化事業計画の認定を受けることにより、野菜指定産地内外を問わず複数産地の農業者等が連携して、リレー出荷により指定野菜の周年供給に取り組む場合について支援します。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局又は(独)農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-9818)
農林水産省担当課：生産局園芸作物課価格班 (TEL:03-3502-5961)

個人

法人

補助・
交付金

果樹産地構造改革計画を策定している産地の担い手が、優良品目・品種への転換、小規模な園地整備などを行う場合に支援が受けられます。

＜事業名：果樹農業好循環形成総合対策事業＞

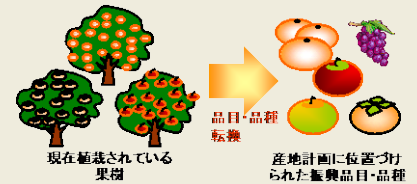
募集期間：未定

対象となる方 農業者等（農地中間管理機構を通じた改植も可能です。）

支援内容

果樹産地構造改革計画に基づき、担い手が優良品目・品種への転換、小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良）、かん水施設設置等を行う場合に、事業費の1/2（一部定額）の範囲内で助成します。（果樹経営支援対策事業）

- ・ 高収益が見込める優良品目・品種への改植・高接
- ・ 園地での作業の省力化を図り生産性を向上するための園内道の整備、傾斜の緩和、土壌土層改良
- ・ 高品質果実の生産を図るための点滴かん水設備の設置などが実施できます。



＜改植に要する経費に対する支援＞

- ・ みかん等のかんきつ類：23万円/10a
- ・ りんご等の主要落葉果樹等：17万円/10a
- ・ りんごわい化栽培、なしジョイント栽培等：33万円/10a

※自然災害時の改植について、産地の実情に応じて弾力的に運用します。

＜高接、小規模園地整備等に要する経費に対する支援＞

- ・ 高接：1/2以内
- ・ 小規模園地整備（園内道の整備、傾斜の緩和、土層改良）等：1/2以内



果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間に対して支援が受けられます。

＜事業名：果樹農業好循環形成総合対策事業＞

募集期間：未定

対象となる方 農業者等

支援内容

果樹経営支援対策事業により、優良品目・品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間に要する農薬、肥料代等の果樹の育成経費の一部に対して助成します。（果樹未収益期間支援事業）

補助率：22万円/10a（※）

※ 面積単価（5.5万円/10a）× 支援年数（改植の翌年から4年分）を初年度に一括交付

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：生産局園芸作物課（TEL：03-3502-5957）

個人

法人

集落
営農

地域

補助・
交付金

燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、省エネルギー化に取り組む産地を対象としたセーフティネットの構築を支援します。

<事業名：燃油価格高騰緊急対策>

募集期間：平成28年4月11日～7月8日

(茶についての平成28年度分の募集は終了)

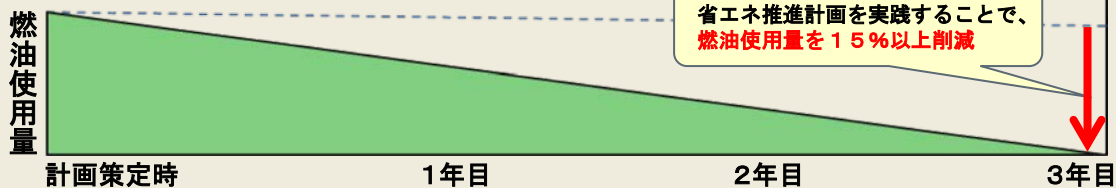
支援内容

省エネルギー推進計画を策定し、燃油使用量の15%以上の削減に取り組む施設園芸及び茶の産地を対象として、農業者と国の拠出により、施設園芸用の燃油価格が一定以上に上昇した場合に補填金を交付することにより、セーフティネットを構築する取組を支援します。

燃油価格高騰緊急対策

施設園芸及び茶の産地において省エネルギー推進計画を策定

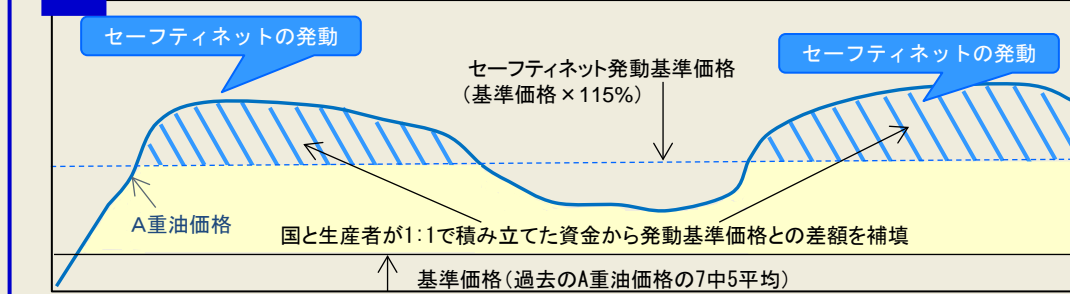
- 燃油使用量削減目標（▲15%以上）と目標達成に向けた取組手段を設定。



燃油価格の影響を受けにくい経営構造への転換

支援

セーフティネット構築を支援（補助率：1/2）



○ 支援対象者

- ・ 支援の対象者は、施設園芸農家（野菜、果樹、花き）または茶農家3戸以上で構成する農業者団体等です。
- ・ 燃油使用量削減目標（▲15%以上）と目標達成に向けた取組手段を設定した省エネルギー推進計画を作成し、取り組みを進めることが必要です。

○ 対象油種

- ・ 支援の対象となる油種は、施設園芸用のA重油及び灯油（茶についてはA重油）です。

お問い合わせ先

施設園芸

最寄りの地方農政局又は（一社）日本施設園芸協会（TEL:03-3667-1631）
農林水産省担当課：生産局園芸作物課（TEL:03-3593-6496）

茶

全国茶生産団体連合会（TEL:03-5259-5671）
農林水産省担当課：生産局地域対策官（TEL:03-6744-2117）

個人 法人 集落営農 地域 補助・交付金

資材高騰等の変動リスクに対応できる持続的な産地を形成するため、省資源・省エネ生産技術の確立・実用化を支援します。

<事業名：産地リスク軽減技術総合対策事業のうち
省資源・省エネ生産技術対策事業>

お問い合わせ下さい

対象となる方 協議会（都道府県、民間企業などで構成）、農業者団体、民間団体等

支援内容 資材価格高騰や電気代上昇等に左右されない技術の確立や現場実証・実用化に向けた取組を補助します。

省資源生産技術

資材費低減や省力化に定量的な効果がある資材や技術等であり、かつ現場等への導入前で、現場への導入に向けて今後解決すべき課題が明確になっているものについて、導入効果やコスト等について検証を行うこと等により、技術確立を行う取組を支援(定額)

【検討事例】

家畜由来の未利用資源の活用に向け、家畜糞尿からのリン回収技術等の実用化や肥料原料としての品質等を検証



肥料化



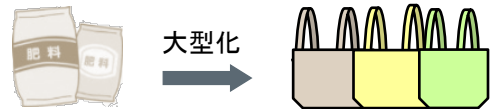
未利用資源

省資源体系確立

既に現場において資材費低減や省力化等に一定の効果がある技術として取り組まれているが、農業者、生産現場等から新たな課題として改善が求められている技術について、現場実証等により体系確立を行う取組を支援(1/2以内)

【検討事例】

フレキシブルコンテナでの輸送・保管・利用時における肥料の固結、被覆破損、中型機械化体系への適応等に関する課題を実証



追肥技術について、元肥と追肥を組合せた施肥方法など適正化・省力化技術の確立・実証



省電力技術

【検討事例】

電気の消費量を削減するため、高効率な加温機の利用と補完的な加温等技術

電気利用設備の電気消費量を削減するため、省電力で効果的な加温技術の組合せ等について、現場実証・実用化を支援(1/2以内)



ヒートポンプ



局所加温



成長点加温

補完的な冷房や加温

お問い合わせ先

農林水産省担当課：生産局技術普及課
資材効率利用推進班、新技術利用班(TEL:03-6744-2435)

31 畜産・酪農経営に安定して取り組みたい

個人

法人

地域

補助・
交付金

融資

地域の畜産関係者が有機的に連携・集結し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を支援します。

<事業名：畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業>

募集期間：第1回要望調査は平成28年2月から3月まで、第2回目以降は未定

対象となる方 畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体

※：畜産クラスター：地域の畜産の収益性向上の取組の推進のために、畜産農家、畜産関連事業者等が連携した体制

畜産クラスター計画：畜産クラスターが作成する地域の畜産の収益性向上のための計画

支援内容

1. **施設整備事業**: 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備、家畜導入を支援します。
2. **機械導入事業**: 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械のリース導入を支援します。
3. **調査・実証・推進事業**: 収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析及び地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。

NEW!

1. 事業を基金化し、複数年度の事業実施を含めて弾力的な運用が可能になりました。
2. 施設整備事業において、法人化要件を緩和する、家畜導入の支援を新規就農の場合に加え貸付方式の施設整備の場合にも拡大する等の見直しを行いました。
3. 地域での連携をコーディネートする人材育成を新たに支援します。

<機械のリース整備を支援>



搾乳ロボット



バルククーラー



汎用型(稲WCS、トモロコシ等に活用) 飼料収穫機

<施設の整備を支援>



ミルクパーラー



飼料調製施設



畜産環境対策施設

お問い合わせ先

都道府県、地方農政局等

農林水産省担当課：生産局畜産企画課(TEL:03-3502-5979)

NEW !

意欲ある畜産農家の経営改善を支援するため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(貸付当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置します。
＜事業名：畜産経営体質強化支援資金融通事業＞

募集期間：未定

対象となる方 畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

支援内容 既往負債の一括借換を行う新たな長期・低利(貸付当初5年間は無利子)資金を措置します。

貸付条件

- ・ 償還期限 : 酪農及び肉用牛25年以内 (うち措置期間5年以内)
養豚15年以内 (うち措置期間5年以内)
- ・ 貸付利率 : 0.6%以内 (貸付当初5年間は無利子)

※貸付利率はH28.1.21現在

取扱金融機関 農協、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用協同組合

お問い合わせ先 上記の取扱金融機関、(公社)中央畜産会、各地方農政局、各都道府県など
農林水産省担当課：生産局畜産企画課 (TEL:03-3502-5979)

NEW !

肉用子牛価格の高騰により、経営の維持安定が困難な肉用牛肥育農家に対して、資金の円滑な融通を支援します。
＜事業名：肉用牛肥育経営維持安定緊急対応業務出資金＞

対象となる方 肉用子牛価格の高騰により、経営の維持安定が困難な肉用牛肥育農家

支援内容 肉用子牛価格の高騰による肥育経営の資金不足に対応するため、農林漁業セーフティネット資金の貸付けに当たって、無担保・無保証人化を措置します。

貸付条件

- ・ 償還期限 : 10年以内 (うち措置期間3年以内)
- ・ 貸付利率 : 0.3%以内

※貸付利率はH28.1.21現在

取扱金融機関 (株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)

お問い合わせ先 上記の取扱金融機関
農林水産省担当課：生産局畜産企画課 (TEL:03-3502-5979)

酪農家の経営安定を支援します。

＜事業名：加工原料乳生産者補給金＞

随時申請受付中

対象となる方 指定生乳生産者団体

支援内容 加工原料乳を対象に補給金を交付するとともに、取引価格が低落した場合の補填を行います。



補給金の単価

	平成27年度	平成28年度 NEW !
脱脂粉乳・バター等向け	12.90円/kg	→ 12.69円/kg
チーズ向け	15.53円/kg	→ 15.28円/kg

お問い合わせ先

(独) 農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-8196)
農林水産省担当課：生産局牛乳乳製品課 (TEL:03-3502-5988)

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家を支援します。

＜事業名：飼料生産型酪農経営支援事業＞

随時申請受付中

対象となる方 ① 飼料作物作付面積が、北海道で40a/頭以上、都府県で10a/頭以上
② 環境負荷軽減（8メニューから2つ選択）に取り組んでいること
③ 年間を通して生乳を出荷していること、事業実施状況の確認等に協力すること等を満たす酪農経営者

支援内容 自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農経営者（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作物作付面積1haあたり15,000円を交付します。

上記の交付金（1.5万円/ha）に加え、**NEW !**
輸入粗飼料の使用量を削減して、飼料作付面積を拡大した面積に応じて、交付金を追加交付（3万円/ha）します。

【飼料作付の拡大面積】

1.5万円/ha + **3万円**/ha = 4.5万円/ha



お問い合わせ先

都道府県、地方農政局等
農林水産省担当課：生産局畜産企画課 (TEL:03-3502-5979)

酪農生産基盤強化のための取組を支援します。

<事業名：酪農経営支援総合対策事業（組替新規）>

随時申請受付中

対象となる方 民間団体

支援内容 生産者団体が行う酪農生産基盤を強化する以下の取組を支援します。



NEW!

1. 乳用種子牛の損耗防止・発育向上対策（① 肺炎・下痢予防のためのワクチン（1,000円/回以内、1/2相当定額）② 発育向上のための初乳添加剤（400円/頭以内、1/2相当定額）
 - ・ 後継者への支援（簡易牛舎整備、初妊牛導入5万円/頭）
 - ・ 増頭対策、飼養環境改善、地域内乳牛継承（3.2万円/頭）
 - ・ 低品質粗飼料対策として広域流通等による供給モデルの実証（2.5～5千円/トン以内）等の取組を支援します。
2. 酪農ヘルパーの募集活動や研修、資格取得等の人材確保・育成の取組、傷病時等（研修等の参加時を含む）の利用料金を軽減するための互助基金制度等のヘルパー利用組合強化の取組を支援します。
3. 都府県の牛群検定に加入する酪農家に対する優良な乳用牛の貸付を支援します。（補助単価：4万円/頭。ただし育種改良に有益な遺伝情報を持つ場合は5万円/頭）

お問い合わせ先

（独）農畜産業振興機構（TEL:03-3583-8196）
農林水産省担当課：生産局牛乳乳製品課（TEL:03-3502-5988）
生産局畜産企画課（TEL:03-3502-5979）
生産局畜産振興課（TEL:03-6744-2524）

酪農経営における乳用種後継雌牛・和牛子牛の生産、和牛繁殖経営におけるICTを活用した繁殖性の向上、種豚生産経営における優良純粋種豚導入による生産能力向上等を支援します。

<事業名：畜産・酪農生産力強化対策事業>

対象となる方 民間団体等

募集期間：お問い合わせください

支援内容 畜産クラスター計画に基づき、酪農・肉用牛の生産基盤の強化及び種豚の能力向上を図る以下の取組を推進します。

1. 酪農経営における性判別技術・受精卵移植技術等を活用した優良な乳用種後継牛の効率的な確保及び和子牛の生産拡大等に向けた取組を支援します。（補助率：定額・1/2以内）
2. 和牛繁殖経営におけるICT等を活用した繁殖性の向上等を図るための取組を支援します。（補助率：1/2以内）
3. 種豚生産経営における優良な純粋種豚・精液の導入による種豚の能力向上等を図るための取組を支援します。（補助率：1/2以内）



お問い合わせ先

農林水産省担当課：生産局畜産振興課（TEL:03-6744-2524）

肉用牛(繁殖・肥育)の経営安定を支援します。

＜事業名：肉用子牛生産者補給金、肉用牛繁殖経営支援事業、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)＞

募集期間 【繁殖】随時申請受付中

【肥育】平成28～30年度の事業実施期間に参加する場合、

①(独)農畜産業振興機構直接交付方式の場合は、平成28年4月1日(金)～5月16日(月)

②県団体((独)農畜産業振興機構の公募により決定)経由方式の場合は、県団体が定める期間(ただし、新規参入者は随時申請受付中)

対象となる方

【繁殖】肉用子牛の生産者(損益が帰属する者)

【肥育】肥育牛の生産者(損益が帰属する者)

※資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超える会社を除く。

支援内容

【繁殖】

肉用子牛価格(全国平均)が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付します(肉用子牛生産者補給金制度)。

さらに、上記に加えて肉専用種の子牛については、肉用子牛価格(全国平均)が発動基準を下回った場合に、差額の3/4を交付します(肉用牛繁殖経営支援事業)。

【肥育】

肉用牛肥育経営において、粗収益が生産コストを下回った場合に、積立金(生産者と国が1:3で拠出)から差額の8割を補填金として交付します(肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン))。

肉用子牛生産者補給金の保証基準価格を引き上げました。

NEW!

【黒毛和種】33.2万円 → **33.7万円** 【乳用種】13.0万円 → **13.3万等**

肉用牛繁殖経営支援事業の発動基準を上げました。

【黒毛和種】42万円 → **45万円等**

お問い合わせ先

(独)農畜産業振興機構(TEL:03-3583-8196)

農林水産省担当課：生産局畜産企画課(TEL:03-3502-5979)

食肉鶏卵課(TEL:03-3502-5989)

畜産経営において繁殖雌牛の導入を支援します。

＜事業名：肉用牛経営安定対策補完事業＞

募集期間：平成28年4月1日～5月下旬(お問い合わせください)

対象となる方

肉用牛を飼養する生産者集団等

支援内容

繁殖雌牛の増頭の取組、増頭に必要な簡易牛舎の整備等に支援することにより、生産基盤の強化を支援します。

1. **優良な繁殖雌牛の増頭による中核的な繁殖経営体の支援**

(増頭奨励金：8万円/頭 ※高能力牛は10万円/頭)

NEW!

10頭未満の経営でも、3～5戸の生産者集団を組織することで事業に参加できるようになりました。

2. **地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入の支援**

(導入奨励金：4万円/頭 ※高能力牛は5万円/頭)

3. **繁殖雌牛の増頭に必要な簡易牛舎の整備に助成(補助率：1/2以内)**

お問い合わせ先

(独)農畜産業振興機構(TEL:03-3583-8196)

農林水産省担当課：生産局畜産企画課(TEL:03-3502-5979)

畜産振興課(TEL:03-6744-2524)



養豚農家の経営安定を支援します。

<事業名：養豚経営安定対策事業（豚マルキン）>

募集期間：新規参入者は随時申請受付中（継続飼養者は平成27～29年度は加入不可）

対象となる方

肉豚の生産者（損益が帰属する者）

※資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数300人を超える会社を除く。

支援内容

養豚経営において、粗収益が生産コストを下回った場合に、積立金(生産者と国が1:1で拠出)から差額の8割を補填金として交付します。



お問い合わせ先

(独) 農畜産業振興機構 (TEL:03-3583-8196)

農林水産省担当課：生産局畜産企画課 (TEL:03-3502-5979)



養鶏農家の経営を支援します。

<事業名：鶏卵生産者経営安定対策事業>

募集期間：お問い合わせ下さい。

※鶏卵生産者経営安定対策事業に参加するためには、事業実施主体(平成27年度は(一社)日本養鶏協会)と「価格差補填契約」を締結していただく必要があります。

対象となる方

採卵用成鶏めすを常時100羽以上飼養し、鶏卵を販売する鶏卵生産者

支援内容

鶏卵価格が補填基準価格を下回った場合に差額の9割を補填します。さらに価格が大幅に低落した場合には、成鶏の更新に当たって空舎期間を延長する取組に奨励金を交付します。



補填基準価格及び安定基準価格を引き上げました。

	平成27年度		平成28年度 NEW!
【補填基準価格】	188円/kg	→	189円/kg
【安定基準価格】	167円/kg	→	169円/kg



お問い合わせ先

農林水産省担当課：生産局食肉鶏卵課 (TEL:03-3502-5990)



国産飼料の生産と利用の拡大、飼料生産の外部化や食品残さ等の飼料利用の拡大の取組を支援します。 <事業名：飼料増産総合対策事業>

申請期間：お問い合わせください

1. 草地生産性向上対策

対象となる方 農業者集団、民間団体

支援内容 生産性向上のための草地改良、自給飼料生産技術向上（イアコーン等の生産・給与技術の実証）等を支援します。

- 土壌分析に基づく施肥や地域に適合した牧草等の優良品種の導入による草地改良の支援

（補助率：1/2以内、1/3以内）



- 飼料生産・放牧に関する技術向上、飼料生産技術者の資質向上、配合飼料給与量を低減させる国産飼料給与技術の実証、公共牧場の機能強化等の支援

（補助率：定額、1/2以内）

2. 国産粗飼料増産対策

対象となる方 農業者集団、民間団体

支援内容 コントラクター等による飼料生産の効率化、肉用繁殖牛の放牧や放牧酪農を推進します。

- コントラクター等による国産粗飼料の生産機能を高度化する取組を支援【新規】 **NEW!**

（補助率：定額、1/2以内）

- コントラクター等による青刈りとうもろこし等の栄養価の高い良質な粗飼料の作付・利用を拡大する取組を支援

（補助率：定額）

- 肉用繁殖牛の放牧の取組や放牧酪農技術の向上の支援

（補助率：定額、1/2以内、1/3以内）



3. エコフィード増産対策

対象となる方 関係者（飼料製造事業者、畜産農家等）が連携する協議会、農事組合法人等

支援内容 関係者の連携によるエコフィード生産・利用体制構築、分別や国産飼料作物との混合等による生産拡大の取組等を支援します。

- エコフィードの品質向上及びエコフィード利用畜産物の差別化の促進【新規】 **NEW!**

（補助率：定額）

- 関係者の連携による食品残さ等の飼料利用体制の構築

（補助率：定額）

- 活用が進んでいない食品残さ等によるエコフィードの増産

（補助率：定額、1/2以内）



上記のほか、草地における難防除雑草の駆除には草地難防除雑草駆除等緊急対策事業、飼料生産基盤の整備には農業農村整備事業など、TMRセンターやコントラクターの施設整備や経営の高度化に必要な農業機械等のリース導入には畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業や強い農業づくり交付金などの活用が可能です！

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局等
農林水産省担当課：生産局飼料課（TEL:03-6744-7192）

個人

法人

補助・
交付金

茶の新植・改植、改植に伴う未収益期間、担い手への集積等に伴う茶園の整理等に対し支援します。
 <事業名：茶改植等支援事業>

平成28年度実施分の募集は終了しました

対象となる方 農業者、農業者団体 等

支援内容

消費者ニーズに対応した茶の優良品種への転換や高品質化を加速化するため、茶工場単位等で策定する品質向上戦略に基づき実施する新植・改植、改植に伴う未収益期間、担い手への集積等に伴う茶園の整理等に対し支援します。

- 改植、移動改植：24万円／10a（異なる品種への改植は28万円／10a）
- 新植：12万円／10a
- 担い手への集積等に伴う茶園整理：5万円／10a
- 棚栽培法への転換：4万円／10a
- 台切り：7万円／10a



海外ニーズに対応した茶の生産・加工技術の導入や国内マーケット創出に向けた新たな茶種の栽培・加工等の取組を支援します。

<事業名：産地活性化総合対策事業(うち薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業)>

平成28年度実施分の募集は終了しました

対象となる方 農業者、農業者団体 等

支援内容

輸出向け減農薬茶栽培のための管理技術や機械等の導入及び新たな販路や需要の開拓、紅茶やウーロン茶等を製造するための加工機械や省エネルギーに寄与する低コスト生産技術の導入、産地の気象条件等の実情に応じた生産体制の強化等に対して助成（※）します。

（※）補助率：

- ・ ソフト事業にあつては定額
- ・ 機械等リース事業にあつては1／2以内



サイコロ式防除機



省エネルギー粗揉機



釜炒り殺青機

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：生産局地域対策官茶業復興推進班（TEL：03-6744-2117）

34 農林水産物等の加工・販売のために必要な機械・施設を導入したい

法人

集落
営農

地域

補助・
交付金

融資

農林漁業者等が、地域の様々な業種の事業者と6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して交付します。

<事業名：6次産業化ネットワーク活動交付金>

お問い合わせ下さい

対象となる方 農林漁業者団体、農林漁業者やその団体と連携して取り組む中小企業者

支援内容 六次産業化・地産地消費（※1）又は農商工等連携促進法（※2）の認定を受けた農林漁業者団体等が制度資金等の融資を活用して行う、次の整備に対して支援します。（交付率：3/10以内、交付金上限額：1億円）

- ① 農林漁業者団体が行う6次産業化の取組等のために必要な農林水産物等の加工・販売用施設及び農業用機械等の整備
- ② 中小企業者と農林漁業者団体等が連携して行う新商品の加工・販売に取り組むために必要な機械・施設の整備

（※1） 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

（※2） 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律

※また、支援を受けるためには、農林漁業者団体が食品事業者、流通業者等者と連携して取り組む必要があります。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局等

農林水産省担当課：食料産業局産業連携課（TEL:03-6738-6473）

○ 資金の融資については、**18**「農業用機械・施設の整備などに必要な資金を借りたい」(P23)をご覧ください。

○ 資金の出資については、**21**「6次産業化の取組みに対して出資を受けたい」(P28)をご覧ください。

個人

法人

集落
営農

地域

補助・
交付金

新商品の試作やパッケージデザインの開発費用、商談会への出展費用を支援します。
 <事業名：6次産業化ネットワーク活動交付金>

対象となる方

農林漁業者やその団体、これらの方々と連携して取り組む2次・3次産業の事業者等

支援内容

<①新商品を開発したい>

新商品の試作やパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等の費用の一部（1/3以内*）を支援します。

<②販路を開拓したい>

試作品の試食会や試験販売の実施、民間事業者が開催する商談会に出展するための費用の一部（1/3以内*）を支援します。

* 市町村の6次産業化戦略に基づく取組については、1/2以内。

* また、支援を受けるためには、農林漁業者等が食品事業者、流通業者等と連携して取り組む必要があります。

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局等

農林水産省担当課：食料産業局産業連携課（TEL:03-6738-6473）

個人

法人

集落
営農

地域

補助・
交付金

市町村等が地域ぐるみで新商品開発等を行う場合、材料費、成分分析等検査費、新商品開発を行うための加工機械等の整備費用を支援します。
 <事業名：6次産業化ネットワーク活動交付金>

対象となる方

6次産業化戦略を策定している市町村、6次産業化・地産地消推進協議会（構成員を含む）、促進事業者

支援内容

市町村の6次産業化戦略に沿って、市町村等が地域ぐるみで地域資源を活用した新商品開発等を行う場合、材料費、成分分析等検査費などを支援します。また、学校給食等における地場産農林水産物等の利用拡大に向けた取組、直売所の売上向上に向けた多様な取組、地場産の農林水産物等を利用した介護食品の開発・普及等の取組を支援します。（交付率：1/2以内）

また、市町村等（六次産業化・地産地消法に位置付けられた促進事業者を含む。）が地域ぐるみで6次産業化の取組を行う場合、新商品の開発等の取組に必要な加工機械等の整備に対して支援します。

（交付率：1/2以内、交付金上限額：3千万円）

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局等

農林水産省担当課：食料産業局産業連携課（TEL:03-6738-6473）

借入希望者やその事業内容に応じて、制度資金が利用できます。

個人

法人

集落
営農補助・
交付金

オールジャパンでの輸出を目指す品目別輸出団体が整備されています。
 <事業名：輸出に取り組む事業者向け対策事業>

申請期間：本年度の募集は終了しました（※1～5全て）

1. ジャパン・ブランドの確立を図る取組

品目別輸出
団体

水産物、コメ・コメ加工品、花き、牛肉、茶、林産物（木材）及び青果物について、輸出促進の司令塔及びマーケティングを担う団体

品目別輸出団体
の取組内容

農林水産省が策定した『農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略』及び輸出戦略実行委員会で定める『輸出拡大方針』に沿って、上記の6品目について、ジャパン・ブランドを確立するため、産地間連携による周年供給体制の実現のための国内検討会の開催、相手国・地域での生産・流通状況、動植物検疫や通関の手続き等に関する海外マーケットの調査、海外での日本製品の普及・定着のためのPR等に取り組みます。

- 品目別輸出団体名とお問い合わせ先
- ・ 水産物・水産加工品輸出拡大協議会 TEL：03-3585-6985
- ・ 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会 TEL：03-5643-1720
- ・ 一般社団法人日本木材輸出振興協会 TEL：03-5844-6275
- ・ 全国花き輸出拡大協議会 TEL：03-3664-8739
- ・ 日本畜産物輸出促進協議会 TEL：03-6206-0846
- ・ 日本茶輸出促進協議会 TEL：03-3434-2001
- ・ 日本青果物輸出促進協議会 TEL：03-6412-9977

産地間連携等による輸出振興体制を構築を図る取組を支援します。
 <事業名：輸出に取り組む事業者向け対策事業>

2. 産地間連携等による輸出振興体制を構築を図る取組

対象となる方 農林漁業者、商工業者の組織する団体 等

※ 国別・品目別輸出戦略に掲げる品目について、加工食品に関する国内の主要な輸出産地や地方ブロック規模において複数の品目を取りまとめる団体 等

支援内容

（補助率：②は定額、①、③は2分の1）

① 産地間連携等推進検討会の開催

産地間連携による輸出期間の長期化やリレー輸出、鮮度保持技術の研究・開発等をテーマとした検討会を開催する際の経費を補助します。

② 取扱品目に係る海外マーケットの調査

対象国・地域での流通状況や競合品の販売状況、輸入慣行等に関する調査を実施する際の経費を補助します。

③ 産地間連携等による海外での販路開拓

産地間連携等を通じて、対象国・地域での販路開拓のため、国際見本市への出展や商談会の開催等の販売促進活動を実施する際の経費を補助します。

輸出先国の各種基準に対応するための取組等及び地域の活性化のための輸出環境整備及び商流拡大の取組を支援します。

＜事業名：輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

3. 輸出環境整備を図る取組

対象となる方

- ① 農林漁業者、商工業者の組織する団体、民間事業者 等
- ② 都道府県協議会 等

支援内容

(補助率：2分の1)

- ① 国別・品目別輸出戦略に掲げる品目について、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体等が、対象国・地域が求める検疫条件への対応、GLOBALG. A. P.、ハラール認証等の国際的に通用する認証の取得・更新、対象国・地域の有機認証等の他国産との差別化が図られる規格認証の取得・更新等に掛かる経費を補助します。
- ② 地域の特産品について、都道府県協議会等が、当該地域の活性化を目的として、輸出環境整備に地域一体となって取り組むほか、必要に応じて、多品目混載輸送や輸送コストの低減等を伴う海外販売促進等にかかる経費を補助します。

海外での販売促進活動や広報活動の取組を支援します。

＜事業名：輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

4. 輸出産地等による海外販売促進活動の取組

対象となる方

農林漁業者、商工業者の組織する団体 等

支援内容

(補助率：2分の1)

輸出戦略に掲げる品目について、農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、輸出戦略における重点国・地域等への輸出拡大を図るため、対象国・地域において、国際見本市への出展、試食・商談会の開催等の販売促進活動や、商品パンフレットの配布等による効果的な広報活動を実施する際の経費を補助します。

支援対象となる取組は、次の(1)又は(2)となります。

- (1) 原発事故による輸入停止措置が解除され、輸出証明書の提出により輸出可能となった都道府県の品目や、輸入規制措置が実質的に緩和され、輸出が可能となった都道府県の品目に係る取組
- (2) 動植物検疫の二国間協議が終了し、輸出解禁となった品目に係る取組



先進的な輸送技術を活用して、試験輸送を行い、最適な輸出モデルの開発・実証を行う取組を支援します。

＜事業名：輸出に取り組む事業者向け対策事業＞

5. 先進的輸送技術による最適輸出モデルの開発・実証を図る取組

対象となる方

農林漁業者、商工業者の組織する団体 等

支援内容

(補助率：2分の1)

国別・品目別輸出戦略に掲げる品目について、農林水産物・食品の輸出に取り組む農林漁業者や食品事業者の組織する団体が、品目別の輸出状況に応じた実用的な輸送コストの実現等を図るため、国内外での複数の輸送方法や経路との組合せを検討の上で、長期間かつ多品目の輸送に耐え得る品質保持技術等を活用し、最適な輸出モデルの開発・実証を行う際の経費を補助します。

※輸出促進のための各種支援策については、以下のHPをご覧ください。

(URL) <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>

お問い合わせ先

最寄りの地方農政局

農林水産省担当課：食料産業局輸出促進課 (TEL:03-6744-7045)

38 環境にやさしい農業に取り組みたい

個人

法人

集落
営農

地域

補助・
交付金

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に支援します。

＜事業名：環境保全型農業直接支払交付金＞

申請期間：平成28年4月1日～平成28年6月30日

対象となる方

農業者の組織する団体、農業者及びその他の者（地域住民等）の組織する団体、一定の条件を満たす農業者

支援対象になるには以下の要件を満たす必要があります。

- ・エコファーマー認定を受けていること
- ・農業環境規範に基づく点検を行っていること
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動（技術指導や理解増進の活動等）に取り組むこと

支援内容

＜支援対象取組（単価は国と地方の合計）＞

	対象取組	10a当たりの支援単価
全国 共通取組	カバークロープ（緑肥）の作付け	8,000円
	堆肥の施用	4,400円
	有機農業 （うちそば等雑穀・飼料作物）	8,000円 (3,000円)
地域特認 取組	地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組 ※対象取組や支援単価は、承認を受けた都道府県により異なります	3,000円～ 8,000円

2つの取組を行う場合も支援の対象となり、この場合は最大16,000円/10aが交付されます。
（例：カバークロープの作付け＋冬期湛水管理）。ただし、内容が一部重複する取組の組み合わせは不可。

地球温暖化防止に効果の高い営農活動

支援対象となる取組（例）

カバークロープの作付け



全国共通取組

堆肥の施用



全国共通取組

〔5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロープの作付けや堆肥を施用する取組〕

生物多様性保全に効果の高い営農活動

支援対象となる取組（例）

有機農業



全国共通取組

冬期湛水管理



地域特認取組

〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

〔5割低減の取組の前後のいずれかの冬期間に水田に水を張る取組〕

※ 支援の詳細については、農林水産省HP内の環境保全型農業のページでご案内しています。
（URL） <http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyokakyouchokubarai/mainp.html>

お問い合わせ先

最寄りの市町村、都道府県、地方農政局等

農林水産省担当課：生産局農業環境対策課環境直接支払班（TEL：03-6744-0499）

個人	法人	集落 営農	地域	補助・ 交付金
----	----	----------	----	------------

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。（平成27年度から法律に基づく安定的な制度として実施しています。）＜事業名：多面的機能支払交付金＞

申請期間：平成28年4月1日～平成28年6月30日

支援内容

1. 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。

【対象者】

農業者のみ、又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保安全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

〔○ 基本単価例：都府県の水田……3,000円/10a〕

2. 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外来種駆除

〔○ 基本単価例（共同活動）：都府県の水田……2,400円/10a 継続地区の単価は左記単価の7.5割を上限
基本単価例（長寿命化）：都府県の水田……4,400円/10a〕

「活動組織」を設立し、市町村から1年間の事業計画の認定を受け、活動を実施します。

① 活動組織の設立・計画の作成

② 事業計画の認定

③ 活動の実施



お問い合わせ先

最寄りの市町村、都道府県、地方農政局、北海道農政事務所
農林水産省担当課：農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室（TEL:03-6744-2447）



中山間地域等において農業生産活動が維持できるよう交付金を交付します。
 <事業名:中山間地域等直接支払交付金>

申請期間：平成28年4月1日～平成28年8月31日

支援内容

- 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等で、農地を5年間維持・管理する取決め（協定）を締結し、それに従って行われる農業生産活動等を行う農業者等を支援します。
- 交付金の単価は、①の農業生産活動等を継続するための活動に加え、②の体制整備のための前向きな活動を行う場合には、交付単価の10割を交付し、①のみの活動の場合は、交付単価の8割を交付します。
 このほか、複数の集落が連携した取組を促進するための取組や、特に条件の厳しい「超急傾斜地」を対象とする加算も設けられています。

【交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20以上）	21,000
	緩傾斜（1/100以上）	8,000
畑	急傾斜（15°以上）	11,500
	緩傾斜（8°以上）	3,500

地目	区分	交付単価 (円/10a)
草地	急傾斜（15°以上）	10,500
	緩傾斜（8°以上）	3,000
	草地比率の高い草地（寒冷地）	1,500
採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000
	緩傾斜（8°以上）	300

①農業生産活動等を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

農業生産活動等を継続するための基礎的な活動

- ・ 農業生産活動等
 例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動（選択実施）
 例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（単価の10割を交付）

将来に向けて農業生産活動を継続するためのより前向きな取組

例：機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工販売、新規就農者の確保、担い手への農地集積、集団的かつ持続可能な体制整備

【加算措置】

◎集落連携・機能維持加算

①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援。

【単価】
地目にかかわらず
3,000円/10a



②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援。

【単価】		
田	畑	
4,500円/10a	1,800円/10a	

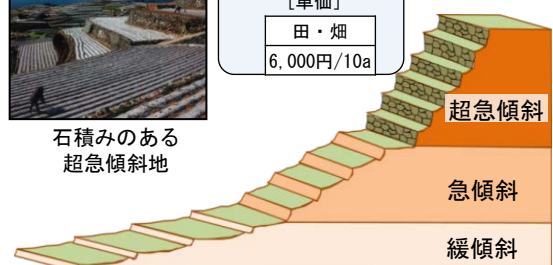
◎超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援。



【単価】
田・畑
6,000円/10a

石積みのある超急傾斜地



お問い合わせ先

最寄りの市町村
 農林水産省担当課：農村振興局地域振興課（TEL:03-3501-8359）

個人

法人

集落
営農

地域

補助・
交付金

被害防止計画に基づく地域協議会等
の地域全体の取組への支援です。

捕獲や追払いなどの鳥獣被害対策や、被害防止のための施設の設置など、地域ぐるみで行う活動を支援します。＜事業名：鳥獣被害防止総合対策交付金＞

本年度の募集は終了しました

対象となる方

- 実施主体は、市町村、農林漁業団体、狩猟者団体などで構成される地域協議会であることが必要です
 - ※ 施設整備については、地域協議会の構成員である市町村やJA等も単独で実施主体になれます
 - ※ 実施隊の体制強化に向けた取組を行う場合、地域協議会の構成員であるJA等が単独で実施主体になれます
- 事業の実施に当たっては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等を作成している市町村であることが必要です

支援内容

○鳥獣被害防止総合対策交付金

①侵入防止柵などの鳥獣被害防止のための施設整備を支援します

- ・ 侵入防止柵等の被害防止施設
- ・ 捕獲鳥獣の処理加工施設、焼却施設等
- ・ 捕獲技術高度化施設(射撃場)

【補助率】

1/2以内※(条件不利地域は55/100以内、
沖縄は2/3以内)

※侵入防止柵の自力施工を行う場合に、資材費相当分の定額補助が可能



侵入防止柵



処理加工施設



捕獲技術高度化施設

②鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動を支援します

(※実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援(市町村当たり200万円以内等))

③捕獲を含めたサルの複合対策、他地域の人材を活用した捕獲、ICT等を用いた新技術実証を支援します

(※実施隊が取り組む場合、それぞれ市町村当たり100万円以内等を定額支援)

③都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組を支援します

(※都道府県の取組に対して、都道府県当たり2,300万円以内を定額支援)

④捕獲活動経費を直接支援します

(※獣種等に応じて捕獲1頭当たり8,000円以内等を支援)

【補助率】

1/2以内、定額等



捕獲機材の導入



実施隊への研修



緩衝帯の整備



捕獲経費の直接支援



一斉捕獲活動

お問い合わせ先

最寄りの市町村または都道府県

農林水産省担当課：農村振興局農村環境課鳥獣対策室 (TEL:03-3591-4958)

再生可能エネルギーに取り組むために相談したい
・セミナーを受講したい

個人

法人

集落
営農

地域

その他

再生可能エネルギーを活用した農山漁村活性化の取組について、相談窓口の利用や、ワークショップへの参加ができます。

＜事業名：農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業
(事業化サポート事業)＞

お問い合わせ下さい

支援内容

①相談窓口を整備

農山漁村の資源を活用して再生可能エネルギー発電事業の取組を行おうとしている方からの相談を一元的に受け付ける相談窓口を整備し、技術・設備、制度・法令、資金関連、事業スキーム、組織体制、合意形成等の相談について、アドバイスをを行います。

②ワークショップの開催

再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする方々が、情報の交換・共有を図ることができる共通のプラットフォームを構築し、取組の気運の醸成を促進するためのワークショップを開催します。

(補助率定額)

対象となる方

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、特定非営利活動法人、地方公共団体 等

お問い合わせ先

農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ

TEL:03-6744-1508

最寄りの地方農政局・地域センター

＜事業名：農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業のうち

事業化サポート事業＞

その他の支援

42

老後資金の充実を図りたい

個人

その他

農業者年金について、特例保険料を適用して保険料を助成します。

<事業名：農業者年金事業>

支援内容

農業者年金は、国民年金の第1号被保険者である農業者のための国民年金（基礎年金）に上乗せした任意加入の公的な年金制度です。

農業者の老後生活の安定等を図るとともに、農業者の確保に資することを目的として、認定農業者等一定の要件を満たす意欲ある若い農業者には、通常保険料の下限額（2万円／月）を下回る特例保険料を適用し、下限額との差額（1万円～4千円／月）を助成します。



○ 保険料の補助対象者と国庫補助額

区分	要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	青色申告を行う認定農業者	10,000円	6,000円
2	青色申告を行う認定就農者	10,000円	6,000円
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円	6,000円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方満たすことを約束した者	6,000円	4,000円
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者	6,000円	—

お問い合わせ先

(独) 農業者年金基金 (<http://www.nounen.go.jp/>)

(TEL:03-3502-3199)、最寄りの農業委員会

農林水産省担当課：経営局経営政策課年金業務班 (TEL:03-6738-6163)

法人

税制

その他

➡ **経営者の皆様向けの退職金制度があります。〈事業名：小規模企業共済〉**

支援内容 生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、廃業時・退職時に共済金を受け取れます。なお、事業資金等の貸付制度を利用することもできます。

＜対象者・要件等＞

常時雇用する従業員が20人以下の法人の役員又は個人事業主が対象となります。掛金は全額所得控除（月7万円、年84万円まで）対象です。

お問い合わせ先 （独）中小企業基盤整備機構共済相談室（TEL:050-5541-7171）
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

➡ **取引先の倒産時にあなたの会社を守ります。〈事業名：経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）〉**

支援内容 加入後6ヵ月以上経過して取引先事業者が倒産した場合、積み立てた掛金総額の10倍の範囲内（最高8,000万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内の共済金の貸付けを受けることができます。

＜対象者・要件等＞

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人又は従業員数300人以下の法人又は個人が対象となります。

※ 農事組合法人は加入できません。

掛金は全額損金計上（月20万円、年240万円まで）できます。

お問い合わせ先 （独）中小企業基盤整備機構共済相談室（TEL:050-5541-7171）
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）

➡ **従業員が安心して働けるように、退職金の積み立てを支援します。〈事業名：中小企業退職金共済制度〉**

支援内容 従業員のための退職金の積立金に対して国の助成を受けることができます。なお、掛金は損金として全額非課税となり、パートタイマーの方も加入することができます。

＜対象者・要件等＞

常時雇用する従業員数が300人以下又は資本金・出資金の額が3億円以下であれば対象となります。

※ 事業主及び小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。

お問い合わせ先 （独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
（TEL:03-6907-1234（代表））
（公社）日本農業法人協会（TEL:03-6268-9500）



機械・装置等の対象設備・資産を導入した場合、税制の特別措置を受けることができます。
 <事業名：中小企業投資促進税制>

支援内容

機械・装置、コンピュータ、高額なソフトウェア、普通貨物自動車等を対象に、7%の税額控除または30%の特別償却を受けることができます（資本金が3千万円を超える法人は特別償却のみ）。

また、旧モデルと比べて、年平均1%以上生産性を向上させるなど、一定の要件に該当する生産性向上設備を取得する場合は、特別償却割合の上乗せ（即時償却）、税額控除割合の上乗せ及び税額控除適用対象法人の拡大（資本金1億円まで）の措置があります。

<対象者・要件等>

青色申告書を提出する、個人または資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人が対象となります。また、適用対象資産には一定の要件があります（例えば、機械・装置は1台の取得価額が160万円以上のものが対象です）。

お問い合わせ先

最寄りの国税局又は税務署の税務相談窓口

(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/sodanshitsu/9200.htm>)



雇用増加人数に応じて法人税等の税額控除が受けられます。

<事業名：雇用促進税制>

支援内容

雇用増加人数に応じて、法人の場合は、法人税から雇用増加人数1人当たり40万円の税額控除（個人事業主の場合は、所得税からの控除）を受けることができます。

<対象者・要件等>

事業年度中に5人（中小企業は2人）以上、かつ、10%以上の雇用の増加等、一定の要件を満たす法人及び個人事業主が対象になります。

※ 控除できる税額は、当期の法人税額の10%（中小企業は20%）相当額が限度です。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）

(<https://www.hellowork.go.jp/index.html>)

又は都道府県労働局

農林水産省担当課：経営局経営政策課経営税制グループ（TEL:03-6744-0576）




個人

法人

集落
営農

その他

 担い手の方向けのFacebookページやメールマガジンがあります。

随時申請受付中

対象となる方

全国の農業者や農業関係者の皆様

支援内容

農林水産省経営局では農業経営に関する情報をタイムリーにお届けする為に、公式Facebookページ『農業経営者新時代ネットワーク』や『農業担い手メールマガジン』を配信しています。

農業経営に関する事業のご紹介、各種関連イベント情報のご案内、好取組事例のご紹介等、農業経営者の皆様に役立つ情報を定期的に配信しています。是非ご覧ください！

配信情報の内容

- 1 予算事業等の農業政策に関する最新情報
 - ・ 各種事業の申込みに関するご案内
- 2 各種農業関連イベントに関する情報
 - ・ 新規就農者、女性農業者向けのイベント情報
 - ・ 企業との連携に関するイベント情報 等
- 3 先進的農業経営事例
 - ・ 各地で先進的な経営を行っている農業者
 - ・ 各種表彰制度で受賞された農業者
 - ・ 企業と連携した取組を行っている農業者 等

— 配信申込み方法 —

公式Facebook

名称：農業経営者新時代ネットワーク
閲覧URL：<https://www.facebook.com/nogyokeiei>

週3回程度配信



- ※ Facebookに登録していない方も閲覧できます。
- ※ Facebookに登録している方であれば、👍 を押すことで、農水省経営局がFacebookページに発信した最新情報が、御自分のFacebookページに届くようになります！

「農業経営者新時代」で検索！

農業経営者新時代

検索

メールマガジン

名称：農業担い手メールマガジン
登録URL：

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

月1回程度配信

もしくは各種検索エンジンで「農業担い手メールマガジン」と検索して下さい。

農業担い手メールマガジン

検索

お問い合わせ先

農林水産省経営局経営政策課経営広報グループ (TEL:03-6744-0576)

「お問い合わせ先」一覧

ご紹介した各種支援策について、ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

(お問い合わせの際にはパンフレットの番号または事業名をお知らせ下さい。)

北海道農政事務所生産経営産業部担い手育成課	011-330-8809 (直通)
東北農政局経営・事業支援部担い手育成課	022-263-1111 (内線4113)
〔青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県〕	
関東農政局経営・事業支援部担い手育成課	048-600-0600(内線3810)
〔茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 静岡県〕	
北陸農政局経営・事業支援部担い手育成課	076-263-2161(内線3915)
〔新潟県 富山県 石川県 福井県〕	
東海農政局経営・事業支援部担い手育成課	052-201-7271(内線3124)
〔岐阜県 愛知県 三重県〕	
近畿農政局経営・事業支援部担い手育成課	075-451-9161(内線2727)
〔滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県〕	
中国四国農政局経営・事業支援部担い手育成課	086-224-4511(内線2184)
〔鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県〕	
九州農政局経営・事業支援部担い手育成課	096-211-9111(内線4317)
〔福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県〕	
沖縄総合事務局農林水産部経営課	098-866-1628 (直通)

農林水産省経営局経営政策課

03-6744-0576